

衆議院 第百八十九回国会

地方創生に関する特別委員会議録

第  
九  
号

(一四五)

のは、地域にまだ顕在化していない力、この潜在力といふものをしっかりと真っ正面から見据えて、それをその地域ごとの特性に合わせて引張り出していく、そのことによって、成長戦略といふ、より羽ばたく戦略ももちろんやるわけありますけれども、足腰から湧き上がるような形でこの国力を引き出すことができるんじやないか。

その観点から、この十年間、地域のあらこちらにお邪魔いたしまして、それをやっている人たちと会つたりとか、もしくはそれをやろうとしている人たちの試みを調べてきましたが、そういう方々を連携させたりとか、そういう仕事をしてまいりました。

その観点から、地方の力を引き出すという方がどういうふうな形でもつてやってきたのか、また、そういう方々が、実際、今の日本の國の政治の中において、こういうふうにあつたらいなかいうことを持つた視点から今は御質問させていただきたいというふうに思つております。

まず、私自身が預かっております選挙区についてお話し申し上げます。

二市一町一村、非常にコンパクトな選挙区でございます。群馬県の一番南側、関東平野の一番北側でございます。三十八万弱の大きな市、そして一番小さなところは千三百人の村、こういう非常にバラエティーに富んだところでござります。この二市一町一村だけ考へても、この二市一町一村が生き延びていく、もしくはこれから飛躍する方法といふのは四通りあると思つています。

高崎という一番大きな三十八万の都市については、仲間たちに言つておりますのは、高崎の中心市街地を中心として半径二十キロから三十キロの半径に入れますが、大体、埼玉県、県境を越えると深谷とか本庄も入つてまいります。そういう方々からも期待をされる。県の境も越えていろいろな

方々が期待をできる。あそこに行けば飯が食えるかも知れない、あそこに行けば子育てができるかも知れない、そういう目標を掲げた中で初めて高崎という地方都市が、東京圏という非常に大きな、世界でもとても大きな地域からも独立して光りますけれども、足腰から湧き上がるような形でこの放つて生きいくことができるだろう、そういうことを申し上げております。

また、一方で、一番小さな村であります上野村、ここはまたそういうことは全く違う生き方があると思っております。

ちょうど御紹介させていただいておきます。一枚目の資料にグラフをつけておりま

上野村といふのは、なかなか皆様御記憶ないと思いますが、ちょうど三十年前八月十二日に日本航機が墜落いたしました。墜落いたしました場所が上野村の奥地、御巣鷹山というところがございまます。実は、その事故によって一躍名前が知られた村でありますけれども、群馬県の中で一番人口が少ない村であります。

しかし、今の村長の二代前の村長が、十期四十一年村長をやつていた方であります。この方が、一九七〇年代、まだ過疎という言葉がない時代から、人口問題がこの村の最大の課題であるということに目をつけまして、しかも、それをやはり、政治の金は使わなければいけない、しかし経済で村民を食べさせていく、このことをしっかりと腹に据えて、過去四十年にわたって村長の代は続きましたけれども、そのことに基づいて村政をやつてきた。まさに村民全員の父親という形でやつてまいりました。その成果だと思います。

この資料一は何かと申しますと、社人研なんですが、社人研の出している上野村の人口の推移及び予測であります。丸がついています下の方の線、これが二〇〇〇年のときの社人研の予測であります。もう一本あります三角形のついています線、これが二〇一四年段階の実績と推計でござります。

ごらんいただきてわかりますとおり、二〇〇〇年のときの予測では、二〇一五年段階では八百八十人しかいないであろうというふうに言われていません、世界でもとても大きな地域からも独立して光

た上野村が、実際には、これは国調ベースなので千二百三十八になつておりますけれども、現在、千三百四十人、村民がおります。しかも、その中の二割の二百四十人はIターンである。そして、さらに、そのIターンの方々が、お客様としてもいらっしゃるわけではなくて、しっかりと、村づくりのさまざまな場面で活躍をしていただけます。

ちょうど御紹介させていただいておきます。も、きょうは資料を三枚配付させていただいておきます。一枚目の資料にグラフをつけておりまして、ちょうど御紹介させていただいておきます。上野村といふのは、なかなか皆様御記憶ないと思いますが、ちょうど三十年前八月十二日に日本航機が墜落いたしました。墜落いたしました場所が上野村の奥地、御巣鷹山というところがございまます。実は、その事故によって一躍名前が知られた村でありますけれども、群馬県の中で一番人口が少ない村であります。

きましては、初めてIターン者からも村議会議員が誕生しました。しかも、圧倒的なこといつても、しょせんと言つては失礼ですけれども、百何票で決まつてしまふ選挙でありますけれども、大変多くの方の支持を、Iターン者の方の支持のみならず、もとからいらっしゃる村民の方々の支持も受けた結果としまして、さきの統一地方選挙におきましては、初めてIターン者からも村議会議員

が誕生しました。しかも、圧倒的なこといつても、しょせんと言つては失礼ですけれども、百何票で決まつてしまふ選挙でありますけれども、大変多くの方の支持を、Iターン者の方の支持のみならず、もとからいらっしゃる村民の方々の支持も受けた結果としまして、さきの統一地方選挙におきましては、初めてIターン者からも村議会議員

した大臣の御感想、御所見等をいただければといふふうに思います。

O石破国務大臣 福田委員からお声をかけていた。今委員から御紹介がありましたとおり、発電所がございますので交付金を受けていないという、多分、群馬県でたつた一つだと思います。それに甘んじることなく、どうやって自立した村をつくるか、言葉をかえれば身の丈に合ったそういう事業をやっていくかということをやつておられるところであります。

また、委員から御紹介がありましたように、Iターン者が二百四十人いる。何でもいいかららいだ。らつしやいということではなくて、その村で何の仕事をするのかという存在感をきちんと持たれた方が、そういう方々とお話をさせていただいだ方々で、そういう方々とお話をさせていただいだ方々だけではないかも知れないが、これから新しい发展をしていくんじゃないいか、そういう期待感を持てるような、そういう施策をさせていただいている。

ある意味、経済がしつかり生きる、市場といふものだけで生きるわけじゃないけれども、しつかりとそういうところに食い込んでいくことによつて好循環を起こしていくということを試行錯誤している村であります。

しつかりと地方の生きるという意思を持つて、しかも経済というものを取り込んで村政をやつて、いく、これは、地方創生という我々が今回取り組んでいる、ある意味、政治のあり方すらも変えなければならない、見方を全く変えなければいけないこの取り組みに対して、まさに好事例であると思いまして、実は先般、三月二十二日に石破大臣に御観察いただきました。

ぜひ、一番最初に、上野村を御観察いただきま



にかかるそういう方々について、まともな方もちやんとクライティアが必要かなというふうに思っています。どこまでできるかわかりませんけれども、ここについても、ファシリテーターを集めるときには、ぜひ國の方からもお墨つき等ができるとありがたいなというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

さらに、人材ということでいいますと、ちょっと視点が変わりますが、この国全体でいつても、いわゆる経営者がどんどん減っていくというのが非常に大きな問題だと思っています。実は私、中小企業施策で、地域に働く場をつくるという仕事を主にやっておりますけれども、その一方で、働き方も変えていかないと効果が出ないなどいうことで労働行政も少し勉強させていただいております。その中で気がつきますのが、この国の労働行政というものは、失業対策から出ている関係か、やはり働いてもらおうということをずっと主軸に置いているというふうに思います。

ただ、この国の問題点は、過去二十年間、群馬県でも実はもう五万人ほどですけれども、二百万人口に対する五万人は相当大きな数であります。が、経営者及び役員さんというものがこの二十年間で減っております。

経営者、役員さんとなるべき人が減っているということは、当然、働き場をつくる方が減っているということです。そこに同じ数の働く人を働かせようとしても、当然、二人でやれるところを三人でやるという話になれば、マクロでいえばやはり所得は下がっていく方向になるであろう。特に、地域の人口が少ない中においては、働くという支える側の人間よりも、働いてもらう場をつくるという方が出でてくる方が非常に大きな効果があると思っていています。

その点におきまして、今回、移動型で本社機能を地域で充実するという施設については、実は、地域において雇用をつくるということだけじゃなくて、都会で働いていた、都會で仕事をしていた会社が入っていくことによって、外の常識である

とか、物の見方であるとか、もしくはセンスであるとか、そういうものが地域に移植されるということでもって、中長期的に、僕は非常に意味があります。

さることだと思っていて、短期的に、これで多く

の企業が移らないからといってぜひやめないで、地道に地道に長く続けてほしいと思つております。

そもそも、やはり、労働行政の中において、働くことを主眼に置くよりも、働ける人の働く場をふやすという観点から、もう少し経営者とい

うものに軸足を置いた施策に足を踏み込めないも

のかという問題意識を持つております。

実際、失業保険の適用範囲を創業段階の方にも広げていたらしくということはしていただきていま

す。薄くではあるけれども、厚労省でも扉を少しあけていただいているというふうに思つています

けれども、もう少しこれを、もう一歩か二歩か前

に進めないかどうか、厚労省の方から御説明をいただきたいと思います。

○広畠政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省におきましては、全国平均を下回る

有効求人倍率で雇用情勢の厳しい道府県が産業政

策と一体的に雇用の創造を行います戦略産業雇用

創造プロジェクトによる取り組みを、現在、二十

三の道府県で支援しております。

この取り組みでは、福岡県の次世代自動車分野

や鹿児島県の食の関連事業など、県の重点産業分

野での創業や新分野への進出による雇用の取り組

みに係る経費につきまして、八割を上限に補助を行つてございます。

また、こうした事業等の取り組みも踏まえま

して、内閣府予算の地方創生先行型交付金のメ

ニューに、地域しごと支援事業が盛り込まれまし

た。地方公共団体が、この事業を活用して、経営

者の育成等を目的とした事業をすることができま

す。この事業は、有効求人倍率のいかんにかかわ

らず実施することができます。

ただいま議員御指摘のとおり、地方で安定した

雇用を創出して地方創生を推進するためには、求

職者の就業支援だけではなく、地域雇用を支える主体となる事業主を支援する観点からの雇用対策が重要でございます。市町村が実施主体となる実践型地域雇用創造事業を含めまして、これらの事業を活用しながら、地方の自発的な取り組みを支援してまいります。

○福田(達)委員 ゼひよろしくお願ひいたします。私がやっています中小企業の政策の方からも、ぜひいろいろと御協力を願いしたいというふうに、また御相談したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

またちよつと視点を変えます。

今までには、どちらかというと地域に着目をしていたわけであります。確かに、地域創生というものは、地域の自主的な努力に基づいて自分自身の生きる道を模索していただく、しっかりと責任を持つて考えていただくということをありますけれども、ただ一方で、そこだけに任せていいのかなという、実は問題意識を私は持っております。

と申しますのは、先般、大野議員も質問されておりましたけれども、一応この国は、社人研の予測に基づいて、二〇五〇年には一億人を目指すというか、漠然とした目標かもしませんけれども、そういう数字が出ております。また、二〇六〇年に九千五百万台まで行くけれども、そこからはしっかりと力強く反転をしていく、そういう大きな道筋を描いているというふうに思つております。そうであれば、二〇五〇年までに二千七百万人が減つていくという状況を踏まえた上で、国政としては、やはり大きなロードマップというものを示さなければいけないのかなという、実は問題意識を持つております。

というのは、二千六百から七百万人の方が日本人としていなくなる、減少する中で、千七百の地方自治体が、幾ら全ての自治体が正しい努力をしても、今と同じだけの自治体規模は維持ができるない。それに伴つて、当然、頭数でくくつっていく

マーケットについてはマーケットが小さくなつてきな方向性というものを国政が、もしくはタイムスケジュール感というのを出さなければいけないのかなという問題意識を実は持つております。

というのは、地方を回つておりますと、実は、先ほどから申し上げているような町村と、いうもの市においては、何とか現状でも食えていけるという状況があつたりするものですから、なかなか危機感が高まり切らないところが多いのかなという印象を持つております。

そこに対しても、やはりもう今が覚悟のしどきだ、ぜひここでもつてしっかりやらなければいけないんだということを覚悟していただくためにも、大きなスケジュール感は必要なのかなというふうに私自身は考えております。

実は、その中において、今、国交省において取りまとめが進んでおります国土形成計画というものに、私自身非常に強く着目しております。

前回の国土形成計画が出されたときに、時の総理が言つておりましたけれども、この国土形成計画というのはあれだな、国交省だけじゃなくて本当に全政府が一まとまりになつて書くぐらい、今日本の日本という状況はエポックなので、そういうことをするぐらいして力強くやつて、日本国民全体に一般方向を示す、そういう重い役割があるんじゃないかななどいうような話をしていたということを思い返しております。

また、前回の国土形成計画が出た後、国交省においてやつております長期展望などでも、しっかりと長期の指標を使って、三十年後には日本はこうなつているぞということを、人口のみならず、気候であるとか、もしくは産業がこうなるであろうという予測も含めて、展望を出していらっしゃったわけであります。

そういう観点から、実は今回、この国土形成計画がどういう形で出されてくるのか、どういう形

で、地方で必死にやつていらっしゃる方々に対しても、国としてはこういう大きなメッセージを出すのを出すのかということに大きく着目をしていました。この国土形成計画の今の進捗状況と、地方創生の観点というものをこの中にどういうふうに取り込んでいらっしゃるのかということについて、御説明をいただければと思います。

○北本政府参考人 お答え申し上げます。

国土形成計画の見直しにつきましては、急激な人口減少、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く状況の変化に対応するため、昨年九月に国土審議会に計画部会を設置いたしまして、着手いたしましたところでございます。

現在、本年夏ごろの閣議決定に向けて、国土審議会計画部会において御議論いただいておりまして、関係省庁の協力もいただきながら、三月には計画の基本的考え方を中間取りまとめておまとめいただいたところでございます。

この中間取りまとめにおきましては、国土の基本構想といたしまして、多様な個性を持つさまざまな地域が相互に連携し生じる地域間の人、物、金、情報等の双方向の流れを対流という言葉で表現いたしまして、全国各地で活力とイノベーションが創出される対流促進型国土の形成というものを目指すこととしてございます。また、これから

の国土構造、地域構造をいたしまして、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を示してございます。

そして、これらの国土の基本構想を実現するための具体的な方向性といたしまして、最初に、個性ある地方の創生というものを位置づけておるところでございます。

その中では、地域構造、仕事の創出、人の対流という三つの柱を掲げまして、地域構造をいたしましては、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基礎として、中山間地域における小さな拠点の形成、都市間連携による連携中枢都市圏の構築等について記述してございます。

また、魅力ある仕事の創出という柱のもとでは、移輸出型産業の競争力強化、地域消費型産業の付加価値生産性の向上等について記述してございます。

さらに、人の対流の推進という柱のもとでは、人の対流の原動力となる地方の魅力、強みの強化、地方への移住、住みかえ、二地域居住、二地域生活、就労の推進等について記述してございます。

○北本政府参考人 お答え申し上げます。

このほかの地域創生に係る事項といたしまして、災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築、交通、情報通信インフラ等国土基盤の維持、整備、活用、地域を支える担い手の育成及び共助社会づくり、こういった点を掲げまして記述しておりますところでございます。

今後とも、まち・ひと・しごと創生本部事務局はじめ関係省庁とも十分連携を図りながら、国土形成計画の見直しに取り組んでまいる所存でございます。

○福田(達)委員 ありがとうございます。

やはりこの数年、定住自立圏でありますとか、コンパクトシティーであるとか、国土の中をどういうふうに活用していくかということについて、いろいろな形でもって施策が出ていると思います。また、先般の増田論文「地方消滅」という話もございました。こういう大きな流れを国民の側もしくは地方の側は、多分々耳にしていると思います。

○福田(達)委員 ありがとうございます。

この国土形成計画というものは、これを全部踏まえた上で国土をどうやってつくっていくのか、非常に大きなメッセージだと思っておりますし、地域をやつている側からしますと、これは本当に大きな強い目線でもつて見ていくということを思つていただいた上でもって、本当に施策をしていなければいけないというふうに思っています。

今、コンパクトシティーの話をちょっといたしましたけれども、実は、この国土形成計画もしくは国土の利用について考えるときに、例えば定住自立圏もそうでした、コンパクトシティーもそ

であります。コンパクトシティーは国交省でもつて進めていらっしゃるわけであります。一方で、町の形でありますとか機能でありますとか機能ということを考へる裏側に、やはり稼ぎというのも一緒に考えなければいけない。ある意味、省庁を超えて、そういう町というもの、もしくは地域といいうものをデザインするというときに、省を超えても検討するという必要があるというふうに思つていて、まさに今回、担当大臣がつくれたということは、そういうものを全て超えて議論をする場を提供するというものができたものと思つております。

それぞれ抱えている役所がある中で、なかなか難しい問題もあるかと思いますけれども、省庁横断でもつて検討するということについて、そういうことについてちょっと大臣から御所見がいただけます。

○石破国務大臣 我が国は当分、人口は減ります。どんなに出生率が上がつても、お子さんを産んでくださる女性の数が当分減り続けますので、日本人が一番苦手な撤退戦というものをやらなければなりません。

そこにおいて、各省庁が、国交省は国交省の主張をし、経産省は経産省の主張をし、農水省は農水省の主張をし、総務省は総務省の主張をしていくと、自治体にとっては何が何だかさっぱりわからぬというようなことになるんだろうと思います。

これから先、特にコンパクトシティー、コンパクトビレッジの設計に当たつては、各省庁のいろいろな言つてることを調整しながら、それを総合戦略とそのない形で策定をして、それぞれの自治体が、結局何を選んだら得なのかみたいなお話をではなくて、一体これから先十年間、福田康夫総理のときに、平成二十年七月に現在の国土形成計画が策定をされておるわけですが、今までつたけれども、実は、この国土形成計画もしくは国土形成計画にならぬんだと思いますが、新しい夏に閣議決定になるんだと思いますが、新しい国土形成計画においてはその点をよく配意しながら、自治体が将来を見通して、何をやるべきなの

であります。コンパクトシティーは国交省でもつて進めていらっしゃるわけであります。一方で、町の形でありますとか機能でありますとか機能の裏側に、やはり稼ぎというのも一緒に考えなければいけない。ある意味、省庁を超えて、そういう町といいうもの、もしくは地域といいうものをデザインするというときに、省を超えても検討するという必要があるというふうに思つていて、まさに我々は今、戦略的撤退をしている、これは撤退ではない、しっかりと戦略的撤退をして反転攻勢をする、そういう期間にあるというふうに思つておりますので、ぜひ御指導の方、よろしく申し上げます。

○福田(達)委員 ありがとうございます。

実は、地方がしっかりとやるときに、地方は今までつて検討するということについて、そういうデータが本当に少ないという状況がございます。添付資料でも資料二、資料三で示しましたけれども、実は、どれだけのお金が地域に入ってきていて、出でているか、この細かいデータといいうものも全くない。その中で、RESASシステムといいうものをつくつたわけであります。まだまだこれは一部であり、途上であります。ぜひ、このRESASシステムにつきましても、しっかりとこれから拡張していただくようにお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○鳩山委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 民主党の佐々木でございます。

きょうは、地方分権と地方再生と特区という、この三つを所管するこの委員会で質問をさせていただきますことを感謝申し上げます。

たとえば法律も一定の時間が経過をしておりまして、それが実績と、そして、地方創生という形で新たな方向性というものを探つていかなければならぬということと、この委員会が設置をされているんだというふうに思います。三十分しか時間はありませんけれども、ぜひ政策通の石破大臣にいろいろ御示唆をいただければというふうに思つ

ますので、よろしくお願いを申し上げます。  
最初に、地方再生法についてお伺いをいたし  
す。

まち・ひと・しじ」ということで、二つの大きな流れ、政策があります。企業の地方拠点強化と小さな拠点、コンパクトビレッジという二つがありますが、主にコンパクトビレッジについてお伺いをいたしたいというふうに思います。

この地方創生が成立をした百八十七国会は、私は長期出張中でございましたので、そのときのことについて詳細に存じてはいるわけではありません。

なぜ地方創生ということをスタートさせなければいけなかったのか。この法律は地方再生法でありまして、再生なのか創生なのかよくわからないというところもあって、再生と創生ではちょっと意味が違うと思うんですね。

私は、基本的に、地方を元気にするためにには、地方を支えている農業や中小企業を再生させるということが何よりも必要だというふうに思っていますが、何か創生というと、それらは一回トビレッジ、どういうものをイメージしているの

か、あわせてお伺いをします。  
○石破国務大臣 委員が長期出張であられました  
昨年の国会におきましたも、創生と再生は何が違  
うんだいといふような御議論を随分といただきま  
した。

私どもとして、昭和三十年代あるいは四十年代、五十年代に、地方はもとと元気だったと思つております。再生といったときに、夢をもう一度ではありませんが、それと同じものをもう一回というのでは、それは無理なんだろう。やはり、公共事業と企業誘致というのが、あのころ地方が元気だった二本の柱で、それは委員の北海道は少し事情が違つていたかもしれません、そのことをよく承知した上で申し上げておりますが、あれと同じ

手法で再生をすることは難しかろう。  
そうしますと、今まで、企業誘致、公共事業で雇用と所得があるね、だから、農林水産業とかサービス業とかそういうものが持っている潜在力といふものを生かし切れないままに来たのではなかいかという反省を持つておるところでございます。

もちろん、必要な公共事業はあります。必要な企業誘致もやらねばなりません。しかし、それだけで再生ができるわけではなくて、また、農林水産業のやり方も変えていかねばならないわけです。サービス業も生産性を上げていかねばなりません。そういう新しい手法でもって、創生、クリエーティブな考え方をしていこうというのが、何か言葉の遊びみたいでまことに恐縮ですが、手法は全く違うのだ。同じことはもう一度できないのだというような認識を持つて、創生と申し上げているところでございます。

そのほか、やり方も、今までのよう、国の補助金の中からどれを選ぶかなとか、それが自己負担が少ないかなとか、そういうことではない、他の方のもつと主体性を發揮していただきたいと、お願いもしております。

コンパクトビレッジでどのような範囲を考えているかという御質問ですが、これは、私どもしている

て、昭和の大合併前の町村というものをイメージしておるところでございます。平成の大合併でして、これも地域によって事と余りに広過ぎますので、これも地域によって事と余り異なりますが、基本的には、昭和の大合併の以前の町村というものを念頭に置いているところでございます。

その場合に、それぞれの、かつての町村といふものの役場のようなものが中心となっていくのですが、それぞれの集落とのネットワークもきちんと配意をしながらやつてしまいたいと思いまして、さらに議論をさせていただきたいと存じます。

うことでありますので、そこもこれから少し議論をさせていただきたいと思います。

いうふうに御答弁いただいたんですが、よく集落落成率というときに、旧小学校区というイメージを僕は持っていたんですが、それよりもかなり広いということになるわけでありますので、そうなると、少しまた別な視点からも議論をさせていただかななければいけないかなというふうに思います。

それで、このまち・ひと・しごとの中には、もちろん政策を実現するための幾つかの特例があるわけですが、一つには土地利用の計画、そ

○佐々木(隆)委員 これに伴つて、当然置とか税制とかといふ、優遇措置といふ進策もあると思うんですが、それらについて何か具体的に、少し例示をいただきたいです。

○内田政府参考人 お答えを申します。

れから二つ目には公共交通網、そして三つ目には地域工業等導入促進法の復活といいますか、蘇生といいますか、というようなことが言われてござりますが、これらについては計画をつくっていただきなければならぬということになるわけですね、地方がそれぞれ。この計画をつくらせるといふことの意味が一つ必要なと、それから予算措置がこれらについては当然伴つてくるんだと思ふんですが、その考え方。

その中に、片方で工場三法を廃止するといふながら、昭和四十六年にできた法律を蘇生させると、いうことであります。この中で、大臣が今お答弁したことですが、この中で、大臣が今お答弁したことでは、何かしばらくぶりに聞いた言葉ですが、農村地域工業等導入促進法の復活といいますか、蘇生といいますか、というようなことが言われてござりますが、これらについては計画をつくっていただきなければならぬということになるわけですね、地方がそれぞれ。この計画をつくらせるといふことの意味が一つ必要なと、それから予算措置がこれらについては当然伴つてくるんだと思ふんですが、その考え方。

えをいただいた理念というものは生かしていくのかということが少し不安でございますが、御答弁いただきたいたいと思います。

○内田政府参考人 特例につきまして、まず事務的に御答弁させていただきます。

委員御指摘のように、幾つかの特例を設けさせ

例、地域再生拠点区域に生活利便施設等を再編していくというものでございまつたり、農地転用等の特例、当該計画に載つたものは都道府県知事の同意をもつて農転の許可があつたとみなすというように、委員御指摘のように、地域再生計画を平台として設けられております。したがいまして、地域政策にこれらの特例をお

ら下げるといいますか、そういう意義は、やはり、地域再生計画は公共団体がつくりますが、その間から、うなぎ三本、是卷名、二卷首、百

○佐々木(隆)委員 これに伴つて、当然、予算措置とか税制とかという、優遇措置といいますか促進策もあると思うんですが、それらについては、何か具体的に、少し例示をいただきたいと思います。

○内田政府参考人 お答えを申します。

予算措置でござりますけれども、コンパクトビレッジを形成するには、関係各省さまざまな予算措置をつておりますので、それを有機的に連携させしていく必要があると思ってございますが、私ども自体といたしましても、交付金といたしまして、さきの地方創生先行型交付金でござりますとか地域再生戦略交付金、後者につきましては、各省の補助金のすき間を手当していくというような交付金、こういうものを用意させていただいております。

以上でござります。

○佐々木(隆)委員 かつての何か一括交付金みたいなイメージが私はしたんですが、いずれにしても、権力を超えてやらなければ、地方創生の担当、三つを合わせてせっかくの担当大臣をつくった意味がありませんので、そこら辺はぜひ促進をしていただきたいと思います。

次に、先ほど申し上げましたが、この地方再生、創生でもいいんですが、における農協の役割、というのは私は非常に重要なです。同時に、農地の利用ということも、先日論議をさせていただいたことについて大臣からも触れていたのですが、いわゆる地域農協という考え方、農協にはそういう意義があると思うんですが、地方にはまさに農協と郵便局しかないようなところも

農協、地域農協としての役割、意義ということが一つ。もう一つは、定住をしていただかくというためには、農地を守っているという視点だけではなくて、農地はイコール国土ですから、国土を守つて、海岸だつて漁民の皆さんのがいなければ国境は保全できないですから、そういう意味で、定住という意味での土地利用、それと地域農協、この二つについて、大臣のお考えを伺います。

○石破国務大臣 恐らく佐々木先生も、委員として今回の農協法の改正にもいろいろな質疑を立てられることかと思います。ここは、農林水産省において、農協の果たす役割というのは、林大臣あるいは当局の方からいろいろな御説明があるものだと思っております。

私は、麻生内閣で農林水産大臣をしておりましたときに佐々木先生ともいろいろな議論をさせていただきましたが、農業協同組合というものは、産業組合としての位置づけと地域組合としての位置づけと二つ持つてゐると思います。それが今、総合農協という形で機能しておるわけでござります。これがどういうような役割を果たしていくかは、それぞれ農協で御議論いただき決めることでございますし、政府として、またそれにふさわしい法体系を用意することになるのだろうと思つておりますが、協同組合の本旨たる、一人は万人のために、万人は一人のためにという協同組合の理念というものは、まさしく地域のために生かされるものではないだろうかというふうに私自身は理解をしておるところでございます。

地域組合としての農協のあり方を議論いたしますときに、それでは委員がおっしゃいますように、地域によっては農協と郵便局ぐらいしかない

局がどういうような役割を果たしながら地域の維持に参画していくのか。

やはり、どんどんと人がいなくなるところから農協がどんどん撤退していくというのが今あるわけですね、現に。いいとか悪いとかいう価値観で議論しているのではありませんが。では、そこににおいて、農協がとどまるということを、どうやつけて財政的に担保するのか。幾ら、一人は万人のために、万人は一人のためにといつても、経済的に全く成り立たなくてはどうにもなりませんので、そこにおいて、そういうような農協の活動を可能たらしめる財政的な裏づけは何なのかというような議論も、これからなされることになるのだろうと思つております。

私は、野党のときには自民党政調会長でしたのが、JAこそ地域の担い手ということを自民党で決めたことがござります。おまえは農協にこびるのかと言われましたが、そんなことを言つているわけではなくて、やはり農協の理念というものが地域を守っていくために生かされるような、そういうような取り組みが必要だと私自身は認識しております。

○佐々木(隆)委員 ありがとうございます。

私も、農協の二つの機能という点については、大臣と全く同じ考え方でございます。

農協が合併をずっと繰り返してきていますので、そういった意味では、地域は支所という形でしっかり残つていただき。農協の合併の理念といふのは、小さな本所、大きな支所というのが本来の理念なんです。経営上、なかなかそういうものいわゆるところはありますけれども。

同時に、農地というのは、どうも産業のツールとしてしか考えられないところがあるんですが、私は、やはり国土としてもう少し大事にされるべきだと。同時に、先ほども申し上げましたが、海岸は国境だという考え方、そこに人が住んでいなくなつちゃつたら、では、それは全部自衛隊で守

るんですねかなんということにはならないわけですが、そういう定住のための役割もこの地方創生の中では担つていかなければならぬのではないかといふこともあわせて申し上げておきたいと思います。

この地域再生のもう一つ大きな意味が、雇用の質の確保ということだと思います。雇用の確保という中でも、とりわけ質。

それで、資料を配付させていただいてございますが、資料の二といふところです。これは五月十八日の日経新聞で、地方創生の記事の中で、人口減少への対応策というものをアンケートしているわけありますが、上から三つとも、労働にかかるわったところが、必要なものとしての答えが圧倒的に多いわけであります。

その中に、例えば農業の六次化というようなものがありますが、これは民主党時代につくったものでありますけれども、ちょっと意味が変わつてきているのを私は非常に残念に思つてゐるんであります。

この六次化をもともとつくったときの理念といふのは、離農しても離村しない政策、要するに、地元雇用をどうやってつくるかということがもともとの理念だったわけであります。そういう意味では、産業としての側面が大きくなり過ぎてゐるようなちょっと心配をして、その基本は何かといふと、地元雇用ということになるわけであります。

この雇用について、地元雇用も含めて、どういう質の雇用をこれからこの創生の中でやつていくことをしているのか、お伺いをしたいと思います。

○石破国務大臣 そこは、離農しても離村しないということは、非常に重要なポイントだと思つております。私どもとしても、そのようなことを全く捨象し、等閑視をしているわけではございません。

地域における質の高い雇用とは何かといえば、やはり高い所得、そしてまた安定した就業環境の実現ということだと思っております。そこにおい

て、六次化が果たす役割というのには極めて大きく名な話で、六次化率は全国で一番低いということになります。それは、やはりいろいろな、最初のプロダクトだけで相当の規模もありますし、相当の金額になりますので、六次化しなくともやつていけるという事情がある。

この議論は、気をつけなければいかぬのは、六次化率が一番高いのは東京というのと一体どういうことだという話になるわけでござります。そこに数字のマジックもあるのでござりますが、やはり、そこにおいて付加価値を上げ、そしてまたコストを下げるというような観点は極めて必要なことだと私自身思つておるところでございます。

これまた有名な話で、島根県の雲南市の株式会社吉田ふるさと村というのがあって、ここは、朝かけ御飯専用しよう「おたまはん」、不思議な言葉の方でございますが、あるいは水道事業ですとか観光事業ですとか、いろいろなことをやっております。従業員数六十八人、平均年収二百三十万。もちろん社員のほとんどの方は兼業なのでござりますが、どういう形で地域で雇用を生んでいくか、ということは、その地域地域でいろいろなアイデアがあるだらうと思っております。

この雲南市の吉田村なんというのは、物すごく山間地でございますが、そこでいろいろなアイデアによって雇用と所得を生み出している。それはやはり、旭川なら旭川、あるいは名寄なら名寄で、どういうように付加価値をつけ、どのようにして所得をふやすかということは、それぞれの地域でお考えをいただきたいと思つております。国として、それに対して必要な支援はできる限りさせていただきたいと考えております。

○佐々木（隆）委員 ありがとうございます。北海道についても御心配をいただいて、大変恐縮でございます。

私は今地元の方々に言つていいことが一つあります。北海道は、六次化率、付加価値率が低いんじゃないかというふうに言われてます。

いるんですが、私は、北海道の農産物、海産物もそうですが、でいえば、最高の付加価値は何かというと、鮮度を届けることだと思ってるんです。何か物の形を変えるということだけが加工とか付加とかというふうに言つて、それを研究してほどの鮮度をそのまま届けることができれば大いなる付加だというふうに言つて、それをしてほどの付加だといつても申します。何か物の形を変えるといつても申します。何か物の形を変えるといつても申します。

地方再生については、時間がなくなつてまいりましたので、次の地方分権についてお伺いをしたいというふうに思っています。

裏側の資料三というところに、これまでの地方分権の経過についての資料を添付させていただきました。これは、平成七年の地方分権法成立、その前の衆参の決議から始まっているのですが、相当年数がたつてきています。

地方分権の一連の、第一次分権と第二次分権とずっと改革を進めてきているんですけど、この地方分権の原点というのは、國民がゆとりと豊かさを実感できる社会をつくるというのがこの原点であつて、権限移譲や義務づけ、枠づけの見直しを進めてきたんですが、一つには、この分権というものを、一定の経過を経ていて、成果をくくつてどのように思われていてるのか。そして、この分権というものを、地方創生の中のこの原点といふものをどう生かしていくのかといふことが一つ。

もう一つは、有識者会議あるいは地方六団体がいろいろと提言をしているんですけど、三つのことが挙げられているんですね。一つは、国が主導する短期集中型の改革スタイルから息の長い取り組みに転換すべきだということが一つ。二つ目は、地方に共通する基盤となる制度はある程度確立した、今後は多様性を重んじた手挙げ方式を導入すべきだということ。そして三つ目には、住民自治の充実や、財政的な自主自立などの分野の踏み込み不足は否めない。この三点を主に提言している

わけですが、これらを受けて、国、都道府県、市町村の役割分担についてどう考へておられるのか、この二点についてお伺いします。

○石破国務大臣 地方分権改革も随分と長い時間が経過をいたしました。それなりに成果も上げてまいりましたが、委員御指摘のように、平成二十六年六月の分権改革有識者会議におきまして、委員が御指摘になりましたような三つの点、提案募集方式、手挙げ方式、あるいは真の住民自治の拡充、これが一番難しいんですが、財政的な自主自立性の確立、こういうことが挙げられているわけがござります。

今まで相当の成果を上げてまいりましたが、これから先、地域地域に合ったような分権がなければいけないということで、手挙げ方式でありますとか提案募集方式でありますとか、そういうものを導入いたしております。

私はいたしまして、地方からいろいろな提案がなされます。それは役所のさがとして、「検討する」とか、そういうようなことで終わっちゃうわけですが、できないならできないで、何でできないかということを御説明しなければ、提案をした意味がございません。

これは参議院の本会議でもお答えをしたことですがございますが、できませんなぜならばという説明をするのではなくて、どうすればできるかを考えるので私は、この手のことに関しましては、「検討する」というような文章の終わり方はそのためで、検討し、いついつまでに成案を得る、もしくは、検討した結果、だめだとすれば、納得していただけるまできちんと御説明をするということが重要なことだと思っております。

權限を渡したからにはどうやって財源を確保するかというの、これはなかなか難しい問題でございまして、権限が来るならば財源もよこせといふことは、地方財政の観点からもさらなる検討をし、成案を得ることが必要だと認識をいたしております。

○佐々木(隆)委員 ぜひ、検討から一歩進めたいと思います。ただで、実現をしていただきたいと思います。そこで、もう少し論議したいところがあるんで、先ほどの地方再生法あるいは地方分権、そしてこの委員会は地方創生の委員会でございます。

が、先ほどの地方再生法あるいは地方分権、そしてこの委員会は地方創生の委員会でございまして、その委員長にお願いございます。

○佐々木(隆)委員 ぜひ、検討から一歩進めたいと思います。ただで、実現をしていただきたいと思います。そこで、もう少し論議したいところがあるんで、先ほどの地方再生法あるいは地方分権、そしてこの委員会は地方創生の委員会でございまして、その委員長にお願いございます。

○佐々木(隆)委員 ぜひお願いをいたします。野党からお話をありましたので、理事間で協議を願いたいと思っています。

○佐々木(隆)委員 ぜひお願いをいたしました。特区法についてお伺いを申し上げたいというふうに思います。

資料一の方に特区法についての参考資料をつけさせていただきました。

二つお伺いしたいと思います。

一つは、国家戦略特区といながら地方創生特区がその中にあるという、何かちょっと違和感を感じるんですけど、国家戦略特区に地方創生特区があるというこの意味をまずお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 正確を期すために読ませていたのですが、地方創生特区は、規制改革により地方法創生を実現しようとする熱意のある地方自治体を指定するものでございます。

これは、国家戦略特区をさらに進化させて、手続の簡素化や専門家の派遣など、国が総合的な支援を行うことなどを企図しておるものでございます。

○佐々木(隆)委員 そこに総合特区の概要というものを載せていただきたいんですが、その下に、三つの特区の目的というものを、概略ですが、載せていただきました。

構造改革特区の目的は、地域の活性化を図りたいのが目的であります。総合特区は、国際競争力の強化及び地域の活性化というのが目的になつています。国家戦略特区といふのは、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成するということが目的になつていて、特区は同じ特区なんですが、少しづつ目的が違います。

これは年数も相当経過をして、そういう言い方をしたら申しわけありませんが、当初のころから見ると少し中身も変わつてきている、それ以上申し上げると手挙げをしてくれた市町村に失礼になりますから申し上げませんが、という気がいたしますので、私は、この三つは一つの特区にして、そして、この三つのメニューのいずれでもやれますが、そういうような仕組みにした方が、自治体の皆さん方が手を擧げるにしても、より挙げやすいし、所管部署としてはワンストップになつていてと聞いておりますので、ぜひここは見直すべきではないかということについて、大臣の所見を伺いたいと思います。

○石破国務大臣 これを一つの法律にまとめたから使いやすくなるとかそういうものではありますんで、それぞれの特区にはそれぞれの特性がございまして、一番使いやすいものを選んでいただくという形でやつておるものでございますが、では、自治体の側からして、わかりやすいか、使いやすいかというと、何が何だかよくわかりませんといふようなお声も聞くところでございます。

したがいまして、私どもとして、今、中で議論をしておりますのは、やはり特区についてのフォーラムみたいなものをやつて、自治体にとつてこれが本当にユーバーフレンドリーなんだらうか、国としては、これが一番いいんです、きちんと御説明するから、皆さんお選びくださいといつ

話なんですが、選ぶ側として、一体どの制度が何なんだから、随分歴史が長くなつて非常に複雑な、怪奇とは申しませんが、複雑なことになつていてるのも事実でございます。

ユーヤーフレン드리ーといつて観点から、やはり特区制度なるものを自治体が本当に有効に活用していただけるための工夫は必要なものだと思っておりまして、またいろいろな御提言をいただきながら、よりよく期してまいりたいと存じます。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたので終わらせていただきますが、地方創生の委員会でありますので、やはり地方の視点というものをより大事にすることにこの委員会の大きな意味があると

いうふうに思ひますので、今、「御検討いただけ

る」ではないと思いますので、「御検討…」で、ぜひ御検討いただきたいということを申し上げて、終わらせていただきます。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたので終わらせていただきますが、医療分野における国際交流の進展等に寄与することを目指すものでございまして、昭和六十二年から始まつてございます。

そして、現行では、診療所が活用を行うために

は、医学に関する知識あるいは技能等を有する臨

床修練指導医が外国医師を実地に指導監督するこ

と、そして厚生労働大臣の指定した病院との間で

緊密な連携体制が確保されている、これは先生御

指摘のとおりでございまして、これを今度は、診

療所において臨床修練指導医による指導監督体制

が確保されていることと、医療の分野における国

際交流の推進に主体的に取り組んでいることに

よつて受け入れができることとするものでござい

まして、診療所の大きさやら中身やらそういうふ

ようなことで、単独でできるかどうかというふう

なことを現に今回の緩和の中でも仕分けしているも

のではございません。

○西村(智)委員 現在、この指導医がいる単独

の診療所というのは厚生労働省では確認できてい

るんですか。つまり、立法事実があるかどうかと

いうことです。

○西村(智)委員 全ての診療所でそういうた

とが期待できるかという問い合わせるところです。

○高階大臣政務官 今現在、この指導医がいる単独

の診療所といつては厚生労働省では確認できてい

るんですか。つまり、立法事実があるかどうかと

いうことです。

○西村(智)委員 二つ目について、地域限定保育士の創設につい

て伺うんですけれども、今回これは第十二条の四

で、保育士不足を解消するためといふことで創設

されるということがあります。

○西村(智)委員 保育士不足といえば、ここにいらしゃる皆さ

んは恐らく、潜在保育士は多い、だけれども、そ

の保育士の方々がなかなか就労継続できなかつた

り、一旦離れた後に職場に復帰できなかつたりと

いうことで、むしろその潜在保育士の方々にどう

やって対応していくのか。これは賃金の問題も含

むと思います。保育士の方はなかなか賃金が上

がつていいかないんです。そういったことも含め

て、継続して就労していく、そういう対策をと

るということの方がよほど保育士不足解消につな

がるのではないかというふうに思いますが、なぜ

これを創設することになったのでしょうか。

○高階大臣政務官 まさしく、御指摘のとおり、

保育士の待遇を改善し定着していくいただく、

そのための施策も強化をしていく。その一方で、

実は、保育士になりたいということで試験を受け

るときに九科目の科目について合格をしていかなければいけないということになるんですが、なか

なか一発で合格というふうな率の高さまでいって

いないものですから、合格するまでの時間となるべく短縮されることによってこの道に入つていただ

く方の確保もあわせて進めたいということで、

今はこのようないふうに工夫をさせていただいたという

ことでございます。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

二つ目について、地域限定保育士の創設につい

て伺うんですけれども、今回これは第十二条の四

で、保育士不足を解消するためといふことで創設

されるということがあります。

○西村(智)委員 保育士不足といえば、ここにいらしゃる皆さ

んは恐らく、潜在保育士は多い、だけれども、そ

の保育士の方々がなかなか就労継続できなかつた

り、一旦離れた後に職場に復帰できなかつたりと

いうことで、むしろその潜在保育士の方々にどう

やって対応していくのか。これは賃金の問題も含

むと思います。保育士の方はなかなか賃金が上

がつていいかないんです。そういったことも含め

て、継続して就労していく、そういう対策をと

るということの方がよほど保育士不足解消につな

がるのではないかというふうに思いますが、なぜ

これを創設することになったのでしょうか。

○高階大臣政務官 まさしく、御指摘のとおり、

保育士の待遇を改善し定着していくいただく、

そのための施策も強化をしていく。その一方で、

実は、保育士になりたいということで試験を受け

るときに九科目の科目について合格をしていかなければいけないということになるんですが、なか

なか一発で合格というふうな率の高さまでいって

いないものですから、合格するまでの時間となるべく短縮されることによってこの道に入つていただ

く方の確保もあわせて進めたいということで、

今はこのようないふうに工夫をさせていただいたという

ことでございます。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の説明とはマッチしないものだというふうに思ひますね。つまり、本当にこの修練制度をそいついた単独の診療所な

りが活用したいと思っているのかどうか、そこは思ひますよ。

だから、私はやはり、そもそも、指導監督体制

が確保されているような、この制度の中で求めら

れているそういう診療所があるかどうか、これは甚だ疑問だというふうに思つておりますので、今

回のこの拡大は見送るべきではないかというふう

に思つております。その点は申し上げておきま

す。

○西村(智)委員 私、ただ、単独の診療所に拡充するということが言わわれている今回の臨床修練制度といふものは、今の政務官の

ふうに理解してよろしいですか。

○高階大臣政務官 御指摘のとおり、資質の確保というのは非常に重要な点だと考えております。

今回の法案で提案させていただいております地域限定保育士試験制度、これは、通常の保育士と同等の質を確保しながら、自治体による試験機会、一回目の保育士試験実施を推進するために創設をするものでございまして、試験基準そのものについては、通常の保育士の試験基準と同等の内容とする予定でございます。資質の確保には私もも今後も一層取り組んでまいりたいと思います。

○西村(智)委員 続いて、外国人家事支援人材の活用について伺いたいと思います。

第十六条の三、ここを拝見いたしますと、政令に委ねられるものが三つ、そして指針に委ねられるものが一つ。といいますか、逆に言いますと、例えばどういう家事支援活動に対して外国人家事支援人材を受け入れるのかとも政令に委ね、どういう外国人を受け入れるのかということとも政令に委ね、どういう機関が受け入れるのかとも政令に委ね、どういう機関が受け入れるのかとも政令に委ね、そして、特定機関が守るべき基準も指針に委ねということですか、正直言うと、この十六条の三には、外国人家事支援人材を受け入れますけれども、その中身については何も決まっていませんよというふうに思ふんですけど、やはりもう既に、諸外国を見ますと、例えば、送り出しが國から、かなりの額的な違約金とか契約金だとかいうことを取つて、ブローカーが、言つてみれば本当の意味でピンはね、そういうのをやつて送り出すということが人身売買、搾取だということで、非常に大きな国際問題になつてきているし、家庭の中ということですから、言つてみれば誰の目も入らないところであります。そういった中で、人権侵害が起こるリスクも非常に高い。

そして、受け入れる特定機関の中身についても、水準についてもほとんど何も明らかになつてない。IL0百八十九号条約では、しっかりと会議をすらるものでございまして、試験基準そのものについては、通常の保育士の試験基準と同等の内容とする予定でございます。資質の確保には私もも今後も一層取り組んでまいりたいと思いま

す。しかし、それが全くなされていないという状態では、私はこれを導入するということに対しては大きな懸念があるし、今の時点ではとても賛成はできないというふうに思っています。

ただ、審議ですので、中身についてきちんと答弁が返つてくれればそれなりに考えたいというふうに思つてお伺いをするんですけれども、一つ一つ伺いたいと思います。

政令にどういうふうに書き込むのかということなんですけれども、家事支援活動について今回の法案では、「炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動」というふうにしていますけれども、これはどのような範囲までその活動に含めるというふうに考へてあるんでしょうか。お願いいたします。

内閣府にお願いしたいんです。これは法案のまことに骨格のところですので、大臣、お願いいたします。

ふうに思つてお伺いをするんだけれども、一つ一つ伺いたいと思います。

政令にどういうふうに書き込むのかということなんですけれども、家事支援活動について今回の法案では、「炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動」というふうにしていますけれども、これは

どのような範囲までその活動に含めるというふうに考へてあるんでしょうか。お願いいたします。

内閣府にお願いしたいんです。これは法案のまことに骨格のところですので、大臣、お願いいたしま

す。

○石破国務大臣 外国人家事支援人材として受け入れる外国人の方々をどういう方にするかということです。

この外国人家事支援人材についてなんですかね。この外国家事支援人材に付いてなんですかね。いつももう既に、諸外国を見ますと、例えば、送り出しが國から、かなりの額的な違約金だと契約金だとかいうのを取つて、ブローカーが、言つてみれば本当の意味でピンはね、そういうのをやつて送り出すということが人身売買、搾取だということで、非常に大きな国際問題になつてきているし、家庭の中ということですから、言つてみれば誰の目も入らないところであります。そういった中で、人権侵害が起こるリスクも非常に高い。

こういった家事労働者等々の内容を定めておりません。これが批准していませんけれども、こういった条約を批准する中で家事支援人材の国内法整備も図つていくべきではないか。しかし、それが全くなされていないという状態では、私はこれを導入するということに対しては大きな懸念があるし、今の時点ではとても賛成はできません。

○石破国務大臣 家事支援業務の範囲でござります。これも政令で定めるということになります。

これにつきましては、さまざま御意見をいただいているところでございますが、厚労省におきまして、関係府省庁と十分に協議をし、検討して決めていくというようなことになるというふうに承知をいたしております。

○西村(智)委員 今後議論するということでは私はとても納得できませんということは冒頭申し上げたわけであります。

それは、ダイレクトに聞きますけれども、この対象、家事支援活動の中には介護などは含むことになるんでしょうか。

○高階大臣政務官 今ほど石破大臣の方から答弁させていただきましたとおり、この業務の範囲について今は政令で定めていくということになつております。さまざま御意見をいただきながら、厚生労働省としても、関係府省庁としっかりと協議をいたしまして、検討を進めさせていただきますと考へてあります。

○西村(智)委員 政府はこれまで、単純労働者は日本国内では受け入れないというふうにたびたび答弁をしています。先日の参議院の厚生労働委員会でも小泉政務官がそのように答弁していますけれども、これはそのまま今後も維持されるというふうに確認をしてよろしいですか。厚労省と法務省に伺います。

応することが不可欠である」と定められています。

委員御指摘のように、業務の範囲等々、政令で定める部分は残つておるわけでございますけれども、今回の家事支援外国人の受け入れは、この政方針を転換したということではなくて、女性の活躍促進などの観点から、国家戦略特区において限定的に家事支援サービスを提供する企業に雇用される家事支援外国人の受け入れを可能とするものであり、受け入れる外国人は質の高い家事支援サービスを提供できる者に限ることなどを想定しているものと承知しています。

○西村(智)委員 それは私が今質問したこととは違います。「二番目に通告した質問について大臣はお答えになりました。一番目について答えてください。

これにつきましては、さまざま御意見をいただいているところでございますが、厚労省におきまして、関係府省庁と十分に協議をし、検討して決めていくというようなことになるというふうに承認をいたしております。

○西村(智)委員 今何を答弁していただいたのか全くわからないんですけども、指針に書く基準です。基準はどういう基準を考えているんです

か。答えられなかつたら内閣府担当大臣でも結構です。

○関大臣政務官 指針でございますが、我が国におきまして一定期間の家事支援サービス提供の実績を有しているということと、外国人家事支援人材と十分なコミュニケーションを図ることができる体制を整備していること、そしてさらに外国人家事支援人材の日本滞在期間中の住居を確保していることなど伺つております。

これは内閣府による特定機関に係る政令について定める事項の内容でございますけれども、いずれにしましても、政令に定める具体的基準の内容につきましては内閣府を中心として検討していくこととなるんですけれども、経済産業省としましては、家事支援サービス業の健全な発展の観点から、関係省庁と連携して、詳細な制度設計をしてまいりたいと思っております。

○西村(智)委員 つまり、何も決まっていないということなんですね。どういう外国人を受け入れるのかも決まっていない、どういう特定機関にその受け入れを委ねるのかも決まっていない、こういった状態で、次の質問として、指針、政令の内容について具体的にどういう項目が盛り込まれるのか明らかにしてもらいたいという質問も考えていましたが、それについて

は答弁が返つてこないだらうというふうに思いますが、労働関係法令との関係で伺いたいと思うんですけども、ちょっとそこはイエスかノーカで答えていただきたいと思います。

外国人家事労働者を雇い入れる特定機関と実際にその家事サービスの提供を受ける利用者との間には請負契約が締結されて、それにに基づいてサービスを利用者が受ける、利用を受けるということでおろしいでしょうか。請負契約ということでおろしいですね。

○高階大臣政務官 そのとおりです。

○西村(智)委員 それで、特定機関と外国人家事

労働者との間には雇用契約がある、そしてそこに

は労働基準法の適用があるということによろしいですね。これもイエスかノーカでお願いします。

○高階大臣政務官 そのとおりでございます。

○西村(智)委員 他方なんすけれども、では、実際の外国人家事労働者は特定機関との間で結んだ請負契約に基づいてサービスの提供を行うといふことですから、外国人家事労働者とその利用者との間には雇用契約などは存在しないという理解でよろしいですね。イエスかノーカで。

○高階大臣政務官 そのとおりでございます。

○西村(智)委員 そうしますと、家の中のことです。家事、例えばお掃除、お洗濯、炊事とか、介護も入つてくるのかもしれません。そうすると、介護者が現場で、特定機関を通さずに、例えば、そこをちょっと一緒に掃いておいてくださいとかいう形で直接外国人家事労働者に対して作業内容なんかについての指示を行つたら、そこには指揮命令關係が発生するわけです。そうすると、労働者派遣法が規制することになる労働者派遣に、そこはかわるというふうに考えてよろしいですか。

○高階大臣政務官 雇用契約に基づく使用従属關係ではないわけですから、その関係に基づく指揮命令を受けるような位置づけはない、こういう理解にならうかと存じます。

そうやつてしまりますと、例えば請負契約の中でも具体的な中身が示されていなかつたがために、受け入れたがために、受け入れ調整機関を設けるのではなく、関係府省及び地方公共団体の連携によって受け入れ企業に対する適正な管理体制が確保されるということによつて対応したいと考えております。

が完結できないといったような問題が、確かに現場で起こり得る可能性があるなどいうふうに考えます。ですから、そういうことが想定されますので、業務に支障を来すことのないような請負契約、適切な契約をしていただくということがその前提として必要になるかと考へます。

いずれにしましても、都道府県の労働局におきまして、法違反の事態が生ずることのないよう、適切に対応を行つてまいります。

○西村(智)委員 つまり、個々の契約内容による

ということだという今の答弁なんすけれども、そうすると、相当細かく契約内容を書かないといけませんよね。そういうことを特定機関が本当にできるのかどうか。そうすると、やはり最後のところは、この制度でいえば、特定機関はどういう基準を満たすものでなければいけないか、どういうう質でなければいけないかということが問題になつてくると思います。

EPAでは、公益社団法人国際厚生事業団が、看護師とか介護福祉士候補生を受け入れるとき

に、調整機関として、施設に対する調整をさまざまに行つてゐるわけであります。それを通して候補者が資質ですとか受け入れ機関としての適格性を判断するというところが一定程度担保できていると思うんですけども、今回の外国人家事支援人材の受け入れについては、こういった受け入れ調整機関を設ける考え方には存続を止めます。

○石破国務大臣 EPAによる外国人看護師、介護福祉士候補者の受け入れにつきましては、二国間の経済連携協定の枠組みの中で、あつせんを一元的に行う受け入れ調整機関を設けることで合意されたということでございます。

他方、外国人家事支援人材につきましては、これは特区において限定的に受け入れるのでございまますので、受け入れ調整機関を設けるのではなく、関係府省及び地方公共団体の連携によつて受け入れ企業に対する適正な管理体制が確保されるということによつて対応したいと考えております。

○西村(智)委員 きのうレクに来ていただいたときに、受け入れ調整機関がない、では、特定機関の質はどこで担保しますかというふうに聞きました

たら、結局のところ、みんな、関係府省が顧見合わせて、何も決まっていない、これから議論

なんですよ。何かお互いに押しつけ合つているよ

う感じも私は受けました。

こういう状況の中で外国人家事支援人材を受け入れたら、私は、本当に大変なることになると思いま

ますよ。日本も人身売買の当事国になるのではな

いか、こういう懸念が言われている。実際に、ILO条約も批准をしておりませんし、今まさに本当に世界各地で問題になつていて、女性の活躍促進といしながら、どういう家庭に入れるのかも全く明確になつてない、女性がいない家庭であつてもそれを入れることが可能になつているということですから、目的と立法の中身とそして効果とがねじれにねじれた、本当に私は問題の多いものだというふうに思つてゐるんです。

質問は、特定機関が継続的に基準を満たした状態にあるということを管理監督する国の機関は一体どこになるんでしょうか。また、どういうふうに管理監督するんでしようか。

私がさつき申し上げたように、これは家庭の中での話です。労基署も、監督官も、家の中までは入つていけないんですね。そういう制度設計になつていなかつらです。請負契約しか存在をしていないわけだから、監督官は入つていけない。では、どうやつてその特定機関の質を維持し続けることができるんでしょうか。

○石破国務大臣 これは、受け入れ機関が指針に照らして必要な措置を講じているかどうかということが確認をされなければなりません。これは、それぞれの所掌に基づき関係省庁が確認を行つた上で、法務省におきまして在留資格認定証明書といふものを交付することになるわけであります。

○西村(智)委員 きのうレクに来ていただいたときに、受け入れ調整機関がない、では、特定機関の質はどこで担保しますかというふうに聞きました

たら、結局のところ、みんな、関係府省が顧見合わせて、何も決まっていない、これから議論

なんですよ。何かお互いに押しつけ合つているよ

う感じも私は受けました。

こういう状況の中で外国人家事支援人材を受け入れたら、私は、本当に大変なることになると思いま

できませんよな。これはどうやって担保するんですか、今の二つの点。

利用者が必ずその契約以外のことについても命令してはいけないといふことの担保をどうやつて取るのか。それから、ハラスメントを受けたときの紛争解決、これをどういうふうにするんでしよう。

的な作業により、いろいろいいアイデアが出てき  
ていると思つております。

しかしながら、一点私の問題意識としてございま  
すのが、いわゆる資本性の資金、資本性のリス  
クマネーの供給が十分ではないのではないかとい

問題意識を持つています。

の三要素である資金、リスクマネーが大変重要なこと考えておりますけれども、若干弱いと思われるリスクマネーを、地方創生あるいは地元の企業に

これは、日本におきまして、大臣の石破國務大臣が、お聞かせいただければと思ひます。

ノイベートエクイティ投資の金額というのは少しどころか、アメリカに比べて規模は四十分の一

あります、イギリスと比べても十五分の一であります、こんなことでいいのですかという御指摘

このリスク性資金の充実が必要だということです」といいます。

は、リスク回避志向というものが定着をしましたが、企業経営のガバナンスが十分に機能していくまでは、

せんね、そしてまた、御指摘いたきましたように新しい資金供給システムの構築、その担い手の

確立がおくれているということがござります。これをどうするかは、また官民ファンドについて

これはいろいろな御指摘があるうかと思ひますか  
やはり、成功例を積み重ねていかないと、一足飛  
ばしてこう二つはなつないどちら。リスクマネー

と聞いた途端に腰が引けちゃうところもいつぱい

卷之三

迫にならないように運営をしていかねばなりません。  
「しげ、そしや」成功例を看板で責め言ふ。そしや

セツト条項のまことにますけれども、きちんととした監視も行う、そしてまた横串チエツクも徹底をするということをさしますし、関係閣僚会議においても検証作業を的確に行うということが必要だと思います。

○木内(孝)委員 今、大臣の御答弁で、呼び水程度というコメントを頂戴しましたけれども、明らか

かに、官民ファンドは、利益相反の問題、あるいは、特に日本の場合、銀行系のファンドというのも非常に多うござりますけれども、こういう銀行

系のファンドも、呼び水とは言えない状況で、明らかな利益相反が起こっているケースが多く散見されております。

されで、おじいちゃん。  
例えば地方創生をやる上で何とか資金を引っ張りたいということで、こういう資金の流れをやろう

というお気持ちはよくわかるんですけれども、こういう市場経済、自由主義経済を阻害することを続けてはいるがゆえに、健全なファンドを、本當で

あれば、大分時間も経過して、そろそろいい形で  
テークオフするところが、結局それの邪魔をして

いるというふうにしか私には見えません。この点につきましても、利益相反の視点から、もしファン等の問題がございましたら御所見を

いただきたいんですけど、お願いします。  
○越智大臣政務官 木内委員から利益相反につき、  
まして御質問をへこむへこむでござります。

まず、地銀を初めとします銀行の関与する事業  
再生等のファンデにおきましては、一般的に適正

な投資判断を行うための委員会を設置して、投融資先の資金使途等を含めた投資計画等を精査、確認して案件の選定を行つてゐるというふうに承知

しているところでございまして、実態、今こういう状況が終わるんじゃないかというふうに思つておる。

おります  
この当該の委員会について申し上げますと、例  
えば外部専門家、弁護士や公認会計士を委員に加

に外務専門家（元語文・小説家）の意見が加えられ、また加えまして、委員全員の賛成によつて決議を行うというようなことを決められておるこ

とがございまして、ファンドの適切な運営を確保

するための措置が講じられているというふうに承知しているところでございます。このような枠組みのもと、ファンドにおいて適切な投資判断がなされることが重要であるというふうに考えているところでございます。

先ほど申し上げました委員会の設置についてでありますけれども、投資事業有限責任組合モデル契約というものを経産省さんが弁護士事務所と一緒につくりられておりまして、そこで委員会の設置が示されているということございます。

実態につきましていろいろと見てみますと、今、公表ベースでは、地域金融機関が出資しているファンドが事業再生ファンドで六十ぐらい、地域活性化ファンドで百二十ぐらいあるというふうに承知をしておりまして、その中で、実際にどういう形で、先ほど申し上げました委員会の設置が行われているかということを見てみますと、委員会の規約がそこで定められていて、その中で、投資委員会のメンバーが、例えばこのケースですと、GPIFが二人、JPFが一人で、そして利益相反がないようないいことを当投資委員がしっかりと見きわめるということが示されているということでございます。

以上でございます。

○木内(孝)委員 いろいろ組織とか形は整えていらっしゃるのかもしれませんけれども、まだまだ、利益相反の問題や、こうした市場の規律を阻害している問題というのは全くクリアできていなさいという問題意識を持っておりますので、ぜひそこの監督等をしっかりとお願いできればと思つております。

大臣の御地元におきましても、三億円のとつとり地方創生ファンドというのが、先週の記事で、一つの個別の案件ですので、大臣が、これも質問通告はしてございませんが、そういう三億円のファンドが誕生しました。このファンドにつきましては、そうした利益相反の問題ですか、あるいは市場の規律を阻害するとか、そうした問題がないファ

ンドというふうに捉えていらっしゃいますでしょうか。

○石破国務大臣 これは、私どもの地域におきまして、なかなか、まだこのファンドの活用というものが十分になされておりません。まだ初期段階でございますので、これは決して民間金融というものを圧迫することができないよう、このファンドの趣旨にのっとって活用されるということにしていかなければなりません。

私自身、直接の担当ではございませんが、このファンドというものが有効に地域産業の発展に資するように私自身も見てまいりたいと存じます。

○木内(孝)委員 何点かその問題点等は指摘させていただきましたが、問題点を指摘すると同時に、一つ御提言を申し上げたいというふうに思っております。

これは予算委員会等でも、前に質問をさせていたただきましたが、我が国にはGPIFという世界最大級の年金基金がございます。昨年十月末に資産配分を大きく見直しました。

この年金基金といふのは、皆様の年金を効率的かつ安全に運用するということですので、必ずしも地方創生に使うとか、あるいは国の産業活性化に資すればベターではありますけれども、やはり効率性や安全性というのが当然優先されるという前提の上で、私、GPIFが、昨年の十月、一部オルタナティブ投資にも、5%以内の範囲において、あるいはこういうリスク・リターンの関係が十分に加味された場合において、こうした投資を始める可能性があるというような答申が出ていると理解しております。

多くの国の年金を見てみると、一定程度の割合、例えば5%とか10%、15%、これぐらいの一一定割合は、そのリスクとリターンを十分に加味した上で、資産配分のポートフォリオ理論の観点から、ある程度分散投資をしているケースが多いというふうに理解しております。

もちろん、これは国民の大切な年金資産でござりますので、十分な検討とか体制の整備とか、い

ろいろ必要とは思いますが、このGPIFのお金が、もし一定程度プライベートエクイティ等に流れますと、私は、回り回つて地方創生、こうした地域の再生にも行き渡るというふうに考えております。

こうした中で、このGPIFのプライベートエクイティ投資等についての考え方、今いろいろ年金部会等でも議論されているのは承知しておりますけれども、この進捗状況、議論の内容、今後、プライベートエクイティへの投資の可能性について状況を教えていただければと思います。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。先生御案内のとおり、年金積立金の管理、運用は、厚生年金保険法等に基づき、専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行うものとされておりまして、被保険者の利益以外の他事考慮をすることとは法律で禁止されておるところでございます。

この年金積立金の運用は、必要な利回りをしっかりと確保しつつ、分散投資によってリスクを抑えていくことが重要でございます。御指摘のプライベートエクイティ投資を含めまして、具体的な運用手法につきましては、専ら被保険者のために、資産の管理及び運用に関し一般に認められた専門的な知見に基づきGPIFで検討されるものということにされてござります。

さきのポートフォリオの見直しをおきまして、中期計画で、運用体制の整備に伴い管理、運用されるオルタナティブ資産、インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するものは、リスク・リターン特性に応じまして国内債券、国内株式、外国債券及び外國株式に区分して、資産全体の5%を上限とするという記載がされているところでございます。

これにつきましては、オルタナティブについて、従前から、基本ポートフォリオ上は株式や債券といった資産のいずれかに位置づけて対応を図ってきたところ、この取り扱いについて、中期

計画上、ルールを明確化して対応することとしたものでございまして、この中期計画に沿つてGPIFの方で具体的に検討がなされるものと承知しているところでございます。

○木内(孝)委員 二月でしたか、予算委員会でも、塩崎厚生労働大臣にGPIFにつきまして質問させていただきました。その後、いろいろ検討がなされるというお話を、いろいろな法案との整合性とかタイミングとかあろうかと思いますけれども、今のGPIFは、新たに最高投資責任者が一月に就任してから、たまたまその最高投資責任者はプライベートエクイティ分野でも経験がある方でございます。

私は、GPIFがみずから直接いろいろな企業に投資をするとか、そういうことはイメージはしておりませんけれども、やはり、十分な経験のある最高投資責任者が来た中で、私は、その体制をきちっと整備した上で、有望な健全で独立性のある、利益相反の問題もない、こうしたファンドに資金を任せて、そうしたファンドからきちんと地方創生等にも資する資金の流れ、こうしたものを徐々に組み立てていく取り組みというものが大変だと思っております。

これは、GPIFを管理する方から、当然そういうことも意識しながらやつてある部分もあるうかと思いますけれども、こうした地方創生委員会の立場から、こうした百三十兆円の資金、それはそれで安全に効率的に運用されているかもしれないけれども、こちらに一部、安全な形で効率的に地方創生に回る形のプライベート・エクイティ・ファンドとしても資金が十分に運用できるので、私は、こちらの委員会の立場からこうした問題提起をしながら、一部、将来的に徐々にでも資産が再分配、見直されればというふうに思つております。

GPIFのガバナンス改革等、まだ道半ばとうふうに理解しておりますので、これは今後の検討課題としてぜひ御検討いただければと思います。

ちよと地方創生に関する財源等のことをいろいろ考えておりまして、前回質問したので、まことに、私は前回、日本たばこさんの株式売却をなぜしないですかという質問をさせていたので、それからいろいろ御答弁をいただき、その御答弁でいた結果、大臣にもコメントを求めました。大臣が非常に明快に自信満々に御答弁をなさつてないので、一瞬、その自信満々に、何か非常にたじろいだといいますか、私が何か間違ったことを言つているのかなどいうふうな思いで、そこで質問を引つ込めたわけでござりますけれども、議事録をもう一回読み直しましたところ、余りにも理解不能でございましたので、改めて確認をさせていただきたいと思います。

この問題は、一年前も、参議院の予算委員会でも、当時、松沢参議院議員が質問されたり、質疑の内容はいろいろ議事録に残っておりますので、余り重複しないようにしたいと思いますけれども、私は思うんです。

なぜ、三兆円もあって、葉たばこ農家を保護する手だてがいろいろ、特に農林水産大臣の御経験のある大臣であれば、いろいろアイデアが浮かぶと私は思うんです。

ここ四年間を見てみましても、日本たばこさんが負担したと思われる額が、内外価格差が公示されております。四年前が四百六十六億円、三年前が三百六十九億円、二年前が二百九十九億円、そして直近が二百五十億円、こういう内外価格差がございます。

私は、繰り返しになりますけれども、日本には日本の国柄というものがあり、何でもかんでも自由化して全てが入れるべきとか、日本には守るべきものがたくさんあるというふうには思つておりますけれども、これは言いません、配当も入つております。しかししながら、何度も聞いても、三兆円の株式を売却しない理由、これが前回の答弁で理解できません

○石破国務大臣 別に自信満々に答えたつもりはありませんとおっしゃつておりましたけれども、まさに前回の大臣の御答弁は、できません、なぜならばというふうにしか私には聞こえませんでした。改めてお伺いいたしますけれども、なぜ日本たばこの株式を売却して、地方創生に限らず、本当に必要な財源に使わないのか、これをお伺いいたします。

これは実際に委員も葉たばこ農家というものをごらんになつたことがあるだろうと思います。そしたらお許しをいただきたいと存じます。

これは実際に葉たばこの生産というのはかなり過酷なところがございまして、そしてまた葉たばこをつくる適地というものがほかのものに向いているかというとそうではございません。砂地が多うござりますので、ほかのものに作物を転換してうまくいったという例を私は寡聞にして存じません。そういうふうしますと、可能な限り合理化をし、可能な限り規模拡大を行つてきた葉たばこ農家に対しても、それではもうこれをやめなさいと言ふことがいいのかどうかというお話をございます。

一方におきまして、さて五兆円もあるのだよと、そういうような葉たばこ農家に対して、内外価格差を補填していくといふことが国の財政としてどうなのかということは、それは議論の余地があるうかと思っております。

同時に、これは最近は必ずしもそうではございませんが、たゞこ小売店の方々というのは、どちらかというと弱い立場におられる方をいかにして保護するかというような観点も入つております。もそれは完全に消えたと私は思つておりません。国の税収という点のみならず、葉たばこ生産農

○木内(季)委員 萩たばこ農家は、一九八五年の時点で七万八千六百五十三戸、直近の数字ですと二十六年ですか、約三十年たつて五千九百十一戸、統廃合されたりとかいろいろございまして、十三分の一ぐらいの数になつております。

私は、きちっと保護はしたらしいと思いますし、でも、逆に言えば、例えば十年間ぐらいの長期契約を結んだり、途中で選択権を与える形で見直しオプションを入れたりとか、そうすることによって幾らでも保護する手だてというのにはあります。大臣の御答弁は、見捨てるわけにはいかないので守ると。私は、守ることを否定しているわけではありません。守った上できちっと株式を売却する手だてというのは幾らでもできるのではないですかといふのが私の質問なんですね。

私は、保護する手だてというのは、大臣のような御経験があれば幾らでもアイデアは出ると思います。今申し上げた長期契約というのも一つの例でございます。何か保護をする手だてをきちつと確保した上で、三兆円。これは、もし国内からの購入をやめた場合、収益が、単純計算でいえば、営業利益ベースで二百五十億円改善します。そういう単純な話ではないかもしれませんけれども、二百億円プラス、収益が改善するのは間違いないません。当然、株価にも反映されると思います。反映された株価で財源もよりふえるという構図もござります。

私は、きちんと財源さえあれば保護する手だてというのは幾らでもあると思っておりませんけれども、それでも保護はできないというふうにお考えでしょうか。

○石破国務大臣 これは、地方創生担当大臣の立場で余り断定的なことを申し上げることは、立場上、差し控えないと存じます。

結局、株を売ります、そうするとワンショット

お預け金が入つてくることになります、その後保護するということが国の財政支出としてどうなんだらうかなどという論点はあるだろうと思います。つまり、その際に、株は売却いたしました、なお保護し続けますというときの正当性をどこに求めるかという点、あるいは、長期契約になりましたときに、この契約自由の世の中において長期契約を結ぶということはどうなのだろうか、長期というのはどれぐらいの期間なんだろうかということだらうと思います。

と言うと、おまえは、もうできません、なぜならばということをどうどうと述べておるではないかというお話になるわけですが、委員の御指摘というのは、私は検討に値するものだと正直言つて思つております。

私の選挙区でもそうですが、たゞこ農家の方々に後継者が今おりません。この過酷な労働を喜んでやるという人はそんなに大勢いるわけではございません。そこにおいて、これから先の葉たゞこ産業というものがどうあるべきかということは、これは、たゞこの性質上、財務で論じられていることでございますが、農水の観点からも、これをどうやってこれから先維持していくのか、そのための財政負担はいかにあるべきかということは虚心坦懐にまたこれから先検討し、この問題には答えを出さねばならないものだと考えております。

○木内孝委員 検討に値するという前向きな御答弁、もちろん御所管の大臣ではない立場の中で、そういう前向きなコメントを頂戴して、ありがとうございます。

最後に、地方創生とセーフティーネット、あるいは再分配ということについてお伺いをしたいと思ひます。

きょうの委員会におきましても、大臣は、都市部にいる若い人たちが山間部等地方に移転をするニーズというのがあるというお話を頂戴しております。そうした中で、個別に、さまざま、地域再生法もそうでございますけれども、結局、東京の一極集中を是正するという意味で、ほかの地域

に移動するというと、なかなか公正さに欠けるといふふうに思われます。

私は先般の地域再生法において、各地域の意見を聞くというところで、一回、各政令指定都

市あるいは関係者を参考人として、そうした意見をこの委員会においても聞く場を持つたらいいの

ではないかというふうに思つてはいるわけですが、でも、委員会、大分時間も経過してなかなか時間もないかもしませんが、そうした場の設定といふのは、なかなか時間もないし、時間調整も困難ではありますけれども、至急、答弁者はおりますので、そうした参考人を招致するというのは御検討いただけるようなものでしょうか。

○鳩山委員長 それは理事会で協議いたします、理事間でですね。

○木内(孝)委員 最後に、私は、先ほどのセーフティーネットが大切かというと、私は、自由主義が日本の活力を取り戻すために大切だという考え方でございます。ただ、自由主義

経済というのは、ややもしますと、やはり弱肉強食であり、場合によつては、弱者切り捨て的、あるいは格差の拡大につながることもある、構造的につながることもあり得るという問題意識も同時に持つてゐるわけでござります。

なぜセーフティーネットが大切かというと、私は、自由主義が日本の活力を取り戻すために大切だという考え方でございます。ただ、自由主義経済というのは、ややもしますと、やはり弱肉強食であり、場合によつては、弱者切り捨て的、あるいは格差の拡大につながることもある、構造的につながることもあり得るという問題意識も同時に持つてゐるわけでござります。

したがいまして、私は、きらつとした形のセーフティーネット、維新の党としましては給付つき税額控除などをうたつてはいるわけでござりますけれども、給付つき税額控除と非常に似た制度でベーシックインカムというのがござります。このベーシックインカムにつきまして、ちょっと制度自体を御存じかわかりませんけれども、こうした

きちつとした徹底したセーフティーネットを張るのと同時に自由主義経済を徹底する、この両面でやらないと、なかなか自由主義経済というのも進めづらい。

こうした中で、ベーシックインカムにつきまして、この制度についての考え方、セーフティー

ネットについての考え方、もし御意見がございましたら頂戴したいと思います。

○今別府政府参考人 先生とは四年前の財金で年金について比較的かみ合つた議論をさせていただ

いた記憶がございますが、きょうのベーシックインカムというのは、例えば今の所得保障を全部や

め一律に幾らか国民全体に給付をするというこ

とであると理解をしておりますが、これは、今

日本の社会保障制度の自助、共助、公助、所得でいえば就労、年金、生活保護という考え方をわ

ば否定する、革命的な御提案でありますので、ま

ず、働けるのに働かないという生き方を肯定する

のか、あるいは高所得のある人に給付を一律に配

るのか、さらには、給付水準と絡みますけれども、財源をどう考えるのかというようなことがす

ぐ想起をされますし、何よりも、特に年金のよう

な信頼を前提とする制度を変えるといふようなこ

とをやるエネルギーがどこから生まれてくるんだ

ろうかというようなことがありますまして、なかなか

今日本の日本では実現困難ではないかといふお答えになつてしまひます。

○木内(孝)委員 時間も参りましたので終わりと

したいと思いますけれども、ベーシックインカム

は、いろいろな御議論はあるかと思ひますけれ

ども、セーフティーネットを講ずる一つの手段と

して私は非常に有効だと思つております。ここ三

今ある地方分権改革の議論の原点は、平成五年の地方分権の推進に関する決議を契機に始まったものです。取り組みが進められて、もう二十年になります。国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会づくり、中央集権的行政のあり方を問

い直す、地方分権のより一層の推進を望む大きな声などを背景に、地方分権を積極的に推進するための法制定、そして、抜本的な施策を総力を挙げて断行することが必要だとして始まつたもので

す。

しかし、二十年たつて、今、住民の皆さんがあ

る結果をどれだけ実感できているのかといえれば、余りそうではないのかなというふうに思います。

そこで、まず、二十年たつた今、この分権改革がどれだけ国民の強い期待に応えてきたのか、そ

して成果として果たしてどれだけ国民が実感できただのかどうか、大臣に所見を伺います。

○石破国務大臣 これは、成果を一つ一つ申し上げていたら時間が幾らあつても足りません。

しかしながら、全国一律の基準が定められてい

た道路勾配において、条例において国の基準より

も急勾配の道路整備ができるようになります。

私は、この通りに道路整備ができるようになります。

して、車による買い物、通院等の日常生活の足の確保ができるようになりますとか、救急搬送の

通行の確保が図れるようになります。私は、こ

れによつて国民の方々が豊かさを実感していただけたかどうかというのとは正直言つて乖離がある

ような気がします。

ただ、全国一律の基準であるがゆえに、その地

域に合わないよね、これは何とかならないかねといふふうに思つております。それが豊かさを実感で

きるようになるまでにはまだ一工夫、二工夫も要るんだろうなというふうに思つております。委員からストレートにそういう豊かさが実感できる

う話なので、これはなかなか大変なことだと思いますが、今回は第五次でして、大きく意味づけが変わったのが、そういう意味でも、地方創生との関係が出てきたということだと思います。これをどうしていくかということです。

昨年十二月に閣議決定、まち・ひと・しごと創生総合戦略が行われて、地方分権改革の推進は、地域の発想と創意工夫による課題解決を図るために

の基盤であり、地方創生の重要なテーマとしています。もう二十年、地方分権についてやってきましたことについて伺いましたけれども、これから

の改革の取り組みとどうすみ分けしていくのかといふところに今立つてきているんだと思います。

そこで、これから地方創生のあり方、今豊かさの詰もありましたけれども、どういうゴールを最終的に目指そうとしているのかについて伺います。

○石破国務大臣 これがゴールだということを明確に申し上げることはできませんが、この地方創生の取り組みというのを何のためにやつているか

といふと、東京の一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるということをやつておるわけです。

それは、東京のために地方に移転するとかそん

なけちなことを言つてはいる詰ではございません

で、この国家の持続可能性をどうして維持するか

ということと、ずっと議論がありますように、しばらくなは人口減少が続いていくわけでありま

して、その間に、どのような地方というものをつ

くつていくかということが論点になつておろうか

と思います。

そうしますと、地方に分権を行うことによつて、例えは農地転用の権限などというものは、今

までできなかつたことを都道府県に移す、場合によつては政令市ということもやつておるわけですが、別に規制を緩和したわけではありませんが、企

構造の転換をどういうふうに図つていくかといふ

業が入ってくる、雇用が生まれるというようなこともございましょう。

例えて言えばそういう例でございますが、地方のいろいろな創生といいますか、地方に人、仕事というものができる、そしてその町が維持をされるということに有用な地方分権というものはこれからもやってまいりたいと思います。ただそれが、国家の統一性を損なうようなことではないませんが、それが地域の方々にとってプラスになるということであれば、これからも地方分権というものはさらに進めていく必要があるものと考えております。

○篠原(豪)委員 地方分権改革は、これまで第一次、第二次と二段階で地方分権改革が行われてき

て、ここに至るまで、委員会が勧告を四回してい

て、その都度、四次にわたって細々と、国から地

方への権限移譲や義務づけ、枠づけを見直して、

そして、第四次分権一括法で委員会の勧告に基づいてきた仕事は終わってきたんだというふうに思

います。

今おっしゃつたことも、いろいろなことを細々

と、地方からの声もあつたかもしれませんけれども、やつてきた。そうはいつても、では次、どう

しましようかということで、今回の第五次一括法

案になつていて、実に中身をこれからどうしてい

くかという話が今の話につながるのかもしれないけれども、これからは、地方の発意に根差した

息の長い地方分権改革を、地方からの提案一つをやりましたと、いうことで、今回の提案方式

の募集に至つたというふうに理解しています。

そこで、具体的な内容について、法案の審議でありますのでちよつと伺つていただきたいと思うんですけど、まず、資料の一枚目をごらんいた

だければと思うんですが、これは、今回のスタートが、昨年の四月三十日に地方分権改革に関する

提案募集の実施方針を決定して、これに基づいて五月二十日から七月十五日まで提案募集を受け付けてきました。その後のスケジュールも、そこに書かせていただいているとおりです。

あわせて、資料の二番目をごらんいただければと思つんすけれども、これは、地方提案等への実際の対応状況の推移をまとめさせていただいた

ものです。これは、八月二十九日、政府から第一次回答をしていて、そこでは、手挙げ方式を含め

て実施するが十件しかありませんでした。そして、これを踏まえて、提案元の自治体関係などに打ち返して再度説明を求め、さらなる実施の必要性を各省庁に対する再検討させたとすることになつています。

資料の二番目のこの後ろの表の図ですけれども、第二次回答、十月二十九日に「実施」が四十

件にふえた一方で、「対応不可」が依然七百四十一件ありました。

右の図、「当面の方針」というところなんですか

れども、同じ日に、これを見ていただきますと、地方分権改革有識者会議が、「対応不可」はなしに

しましようよといふことで、全て再検討方針を決

定したと聞いています。

そして、最終的な調整を経て、一月三十日の閣

議決定時には、「提案の趣旨を踏まえて対応」が三百九十二件、「現行の規定で対応可」が百三件、そ

して「実現できなかつたもの」が三百七十一件とな

りました。

この表を見れば、素朴な疑問で思うのが、なぜ

なきやいけないと思っておりまして、この三百九十二件は、提案どおりではないが一定の対応をするも

のに、提案どおりではないが一定の対応をするも

の、そして引き続き検討するものなどが入つてい

ます。このように、対応の中身、類型は実際はどう

ういうふうに分けていいで、それぞれが何件になつているのか、伺います。

○満田政府参考人 お答えいたします。

まず、分類でござりますけれども、最終的に

「提案の趣旨を踏まえて対応」となつております三百九十二件、これを全体といたしまして、この内

百九十二件、これを全部といたしまして、この内訳でござりますけれども、この中に検討という文

字が含まれているものは二百一件ございます。こ

れは、原則といたしまして、対応のスケジュール

等々も全部決めて、そして検討の方向性も具体的

に書くことを原則としておりますものでござります。

して、それぞれの対応方針の取りまとめて向けて

十分フォローアップを内閣府の方でしながら実現

一定の対応を行つたものとの区別も論理的には確

かにあるものでござりますが、しかしながら、今

でござります。

平成二十六年度の特色といたしましては、提案

の実現に向けて、地方分権改革有識者会議の提案

募集検討専門部会、これは行政法や行政学の先生

方六名によるものでございますが、この部会にお

いて合計八十五時間のヒアリングを行いました。

このヒアリングは、重点項目一つ一つについて

て、地方団体及びその所管いたします省庁をお招

きして一件ごとに行つてきたものでございまし

て、この中におきまして、どのような対応をして

いくかとということを詰めていき、このような結果

につながつた、これがことしの一つの特色だろう

というふうに考えております。

以上でございます。

○篠原(豪)委員 八十五時間の審議をやつて、一

件一件丁寧に重点事項に対してもやつしていくとい

うことでのういうふうになつたということであり

ますけれども、最初十件だったものが三百九十二

件ですね。

それで、気になるので、その内訳はしっかりと見

なきやいけないと思つておりますが、この三百九十二件は、提案どおりではないが一定の対応をするも

のに、そして引き続き検討するものなどが入つてい

ます。このように、対応の中身、類型は実際はどう

ういうふうに分けていいで、それぞれが何件になつて

いるのか、伺います。

○満田政府参考人 お答えいたします。

まず、分類でござりますけれども、最終的に

「提案の趣旨を踏まえて対応」となつております三

百九十二件、これを全部といたしまして、この内

訳でござりますけれども、この中に検討という文

字が含まれているものは二百一件ございます。こ

れは、原則といたしまして、対応のスケジュール

等々も全部決めて、そして検討の方向性も具体的

に書くことを原則としておりますものでござります。

して、それぞれの対応方針の取りまとめて向けて

十分フォローアップを内閣府の方でながら実現

一定の対応を行つたものとの区別も論理的には確

かにあるものでござりますが、しかしながら、今

でござります。

提案の内容はさまざまですので、そのとおり、

書いてきたとおりだったのか、それとも、ともかく趣旨を実現したのかという区分は行つていな

いところでござりますが、ともかく、当該課題、地

方から提案のあった課題の対応に何らかの形でこ

とで、多岐にわかつております。

提案の内容はさまざまですので、そのとおり、

書いてきたとおりだったのか、それとも、ともかく

話があつたように考へれば、実はいろいろな提案

があつて、事項数で見てみると、ベースで考へる

と、複数の自治体からも同じようなものが出てい

るということになれば、この件数は、一つの個別

解いただけたらというふうに思つております。

以上でござります。

○篠原(豪)委員 「提案の趣旨を踏まえて対応」、

これは後ほどお話ししますけれども、実態、今お

話があつたように考へれば、実はいろいろな提案

があつて、事項数で見てみると、ベースで考へる

と、複数の自治体からも同じようなものが出てい

るということになれば、この件数は、一つの個別

解いただけたらと、この件数は、一つの個別

解いただけたらと、この件数は、一つの個別

解いただけたらと、この件数は、一つの個別

解いだ

題を踏まえて、地方公共団体から提案された当初

の内容にこだわらず、ともかく課題を解決すると

いう方策を探つたところでござります。

また、地方からの提案も、非常に限られた形で

何々をしてこのようにしてほしいという提案、例

えば、建築審査会の委員さんの任期、法定で二年

となつておりますが、これを法定を外してほしい

という非常に明確に一点に絞られているものか

ら、片や、例えば、ビジネスジェットを地方空港

で受け入れる際に、検疫、税関、出入国管理とい

うCIQと言われているものなどを全て地方に任

せてほしいというような非常に総合的なものま

で、多岐にわかつております。

提案の内容はさまざまですので、そのとおり、

書いてきたとおりだったのか、それとも、ともかく

趣旨を実現したのかという区分は行つていな

いところでござりますが、ともかく、当該課題、地

方から提案のあった課題の対応に何らかの形でこ

とで、多岐にわかつております。

提案の内容はさまざまですので、そのとおり、

書いてきたとおりだったのか、それとも、ともかく

話があつたように考へれば、実はいろいろな提案

があつて、事項数で見てみると、ベースで考へる

と、複数の自治体からも同じようなものが出てい

るということになれば、この件数は、一つの個別

解いだ

題を踏まえて、地方公共団体から提案された当初

の内容にこだわらず、ともかく課題を解決すると

いう方策を探つたところでござります。

それから、提案どおり実現したものとそれから

一一定の対応を行つたものとの区別も論理的には確

かあるものでござりますが、しかしながら、今

でござります。

そこで、この事項数を四つに仮に分けたとし

て、一つは、義務づけ、枠づけの見直し、権限移

譲が実現したもの、そして、通知、周知をすると

されているもの、そして、引き続き検討するとき

て、一つは、義務づけ、枠づけの見直し、権限移

譲が実現したもの、そして、通知、周知をすると

えてみると大体二百五十ぐらいあるんですけど



いうことであるならば、やはり件数が少ないと思つてゐるんですが、提案も実は一千七百基礎自治体があつて六十七団体のみといふふうに今なくなっています。

手挙げ方式といふのは、例えば国から見れば、効率性の観点から見ると導入しづらいのか、あるいは、デメリットがあつて、結果この程度の件数ということになるのかと、いろいろと考えるわけです。

そこで、手挙げ方式についてのデメリットとメリットについてどう評価して、これからどう活用していくかを石破大臣に伺います。

○石破国務大臣 手挙げ方式のメリットとは何かというお尋ねでございます。

これは意欲や執行体制を整えている地方公共団体に対する移譲が可能となる、移譲後も円滑な執行が期待できるということが挙げられます。また、ほかにも、全国一律の移譲が困難な場合にも対応できる、地域の多様性に応じることができるというものが手挙げ方式のメリットであるというふうに考えております。

他方、デメリットもないわけではございませんで、手挙げ方式により移譲を受けた団体とそれ以外の団体とで、担当する機関がかわることになります。そうすると、これは、事業者が申請などを行なう場合にはそれはどうなんだろうねといふような注意が必要なことになるわけでございます。

ですので、これもメリット、デメリット等ございますが、地方の提案を踏まえながら、移譲する事務の性質に応じて、手挙げ方式というものも選択肢としなければなりません。これを選択肢としながら権限移譲を推進するということでござりますし、導入した手挙げ方式の運用状況につきましては、これは、デメリットといふのが余り強く出ませんように、必要に応じて検証を行なう必要がございます。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

今も二十七年度分を募集しているわけでありまして、先ほどから申し上げているように、選んで

きた過程とか、それがどういう判断でどういうところに入ってきたというのがわかりづらいと、自分たちはどうしたらいいんだろうといふうになりますので、今の数の少なさがありましたので、そういうたことも含めて、しっかりと御対応いただければと思います。

今この話をすると、当たつて、いろいろな方にお話を聞いたんですけども、各省が地方分権改革というものに対してなかなか動きづらいというふうに、組織として相当難しいなということも仄聞しております。

根本的な問題意識として、各省が回答してきたようなものをこの地方分権一括法において束ねるよりも、内閣府がそれをきちんと把握して、問題点を指摘しつつ、各省に球を打ち返さなきゃいけないわけで、この地方分権一括法の役割を担うのが、地方分権改革推進本部の推進室だと聞いています。

そこで、この部署の人員配置は具体的にどういふうになつてあるか、その現状について伺います。

○満田政府参考人 お答えします。

現在の内閣府地方分権改革推進室の体制といたしましては、全体として四十九名でございます。内訳は、内閣府が三人、それから総務省からの者十六人、これは併任等でございますが十六人、そして、その他の省からの方が十五人、地方公共団体より派遣をいたいでいる方が十五人となつております。

以上でございます。

○篠原(豪)委員 地方創生、地方分権の改革は、本当にこの国の大切なテーマであると同時に、しっかりとやり切るためにそれなりの体制が必ず必要だと思います。やはり、これはもう、政務の側がしつかりと指示をしていて、お尻をたたくことは言わないかもしませんけれども、やっていかなければと思つています。

このことについて、大臣、今後どういうふうにされていくかということについて伺います。されど、私は、平成七年七月、随分昔の話になりますが、発足時二十一人、最大で三十人というふうでございました。第二次分権改革時、平成十九年四月より始まつておりますが、これも発足時三十三人、現在四十九人ということでおざいます。

私が見ておりまして、この地方分権改革推進室の仕事というのは、そんなにみんなが手を挙げて喜ぶ話ではありません。地方はいろいろなことをおっしゃいますが、それはまた、その地方公共団体で温度差もございます、意見が違うこともございます。そしてまた、中央省庁も大喜びで分権したいというわけではなくて、本当に地道な、ですけれども必要な作業というものを、少ない人の中でもよくここまでやつてきたなど、身内を褒めても仕方がありませんが、そんな感じを私自身持つておるところでございます。

今までしつかりやつてきたと思っておりますけれども、体制の確保というものはこれから先もよく配意をいたしてまいります。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

ぜひ、地道な努力が必要ですし、いろいろと団体、個々にやはり言ってくるのと違いますから、さつきデメリットの中であつたように、こつちを認めれば隣の団体はどうなるんだという話も実際に出てくるんだろうと思います。そういうことも含めて、周りも含めてしつかりとフォローしていかなきゃいけないような案件がいっぱい出てくると思いますので、その辺、しつかりとやつていただければと思ひます。

○石破国務大臣 これは、三位一体改革が地方において大歓迎されて大評判だったという話は聞いていたのか、そして、大臣は今どういうふうにこの立場で思われておられるか伺います。

○石破国務大臣 これは、三位一体改革が地方において大歓迎されて大評判だったという話は聞いていたのか、そして、大臣は今どういうふうにこの立場で思われておられるか伺います。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

ただ、小泉内閣の三位一体改革も何も好きこのんでやつたわけではなくて、当時の国の財政事情等々も考えれば、あのころに塙川財務大臣の御発言もありましたが、そういうことがあつたことをなればいけないと思つております。

ただ、小泉内閣の三位一体改革も何も好きこのんでやつたわけではなくて、当時の国の財政事情等々も考えれば、あのころに塙川財務大臣の御発言もありましたが、そういうことがあつたことをなればいけないと思つております。

○篠原(豪)委員 地方交付税は減る、そして公共事業は減る、その中において初めて、どういうふうにして我が町をこれからやっていこうかというような機運が生じているところがあつたこともまた事実でござります。

ですので、それぞれの地域においてみずから考えみずから行うということのきっかけに結果的になつたということはあるかと思いますが、それが、地域の産業の創出、あるいは雇用の維持、人口の維持、そういうものに全くつながらないよう

な削減というものは、それは財政の論理だけで行うべきものではないと思っております。

○篠原(豪)委員 これから、総括と展望においても、財政的な自主自立、これをやつていかなければいけないと。先ほど、検討していかなければいけないというお話をいたといたします。きょうは時間ですので、これは今後また議論させていただきたいと思いますけれども、やはり、どのような方向、スケジュールで検討していくのかということと、これは本当に今から詰めていかなければいけない問題だと思いますので、また引き続きお話を、議論をさせていただければと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

○鳩山委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党的宮本岳志です。

前回の質疑で、私は、静岡県浜松市の天竜区旧龍山村の事例を挙げて、歴史と文化を学習し伝承する場である龍山郷土文化保存伝習施設が打ち捨てられていたこと、そしてその背景には、村内にあつた幼稚園、小学校、中学校の全てが廃園、廃校となつたことがあるという事実を示して、子供がいなくなり学校をなくしたときに、もはやその町には未来がなくなると指摘をいたしました。

私は、地方創生にとつて極めて重要なのは教育だと思います。

きょうは文部科学省に来ていただきておりますけれども、文部科学省はことし一月二十七日、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定し、全国の教育委員会に通知いたしました。

ここでは、「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態そのにより特別の事情のあるときは、この限りでない。」という学校教育法施行規則第四十一条の規定を引きながらも、学校の地域コミュニティーの核としての性格への配慮にも触れておられます。

文部科学省、手引では、地理的要因や地域事情による小規模校の存続についてどのように書いて

ありますか。

○小松政府参考人 御指摘の箇所につきまして、文書を御紹介申し上げます。

特に山間へき地、離島といった地理的な要因や、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域

事情により、学校統合によって適正規模化を進めることができることが困難であると考える地域や、小規模

校を存続させることが必要であると考える地

域、一旦休校とした学校をコミュニティの核と

して再開することを検討する地域なども存在す

るところであり、こうした市町村の判断も尊重

される必要があります。

というふうに記載をいたしております。

○宮本(岳)委員 手引は、決して、適正規模とさ

れる十二学級を下回つたから機械的に学校統合を行えというような趣旨ではありません。文部科学

大臣も、ことし三月の衆議院文部科学委員会で、

地域事情に応じた丁寧できめ細かな対応をするよ

う周知したい旨答弁をされました。

石破大臣、昨年末閣議決定された、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、地域コミュニティーの核としての学校の役割を重視する、あるいは、小

規模校の活性化、休校した学校の再開支援にも触れております。

私は、たとえ十二学級を下回つても、地域コ

ミュニティーの核としてしっかり学校を守ること

は非常に大事だと思いますし、安易に廃校、廃園

せずに、休校にして学校の再開を目指すことが町

の未来を失わないためにも重要だと考えます。石

破大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 全くそのとおりでござります。

休校もやむを得ないといふことはございましょ

う。それはいろいろな理由であろうかと思いま

す。ただ、地方創生ということに取り組むことに

よって、やがて人がふえる、子供たちがふえる、

それで休校であつたものがまた再開される。

ですから、文科省において、必ずしも統廃合だ

けが一つの選択肢ではない、休校という選択肢も

あるのだ。休校しているときに、では、そこをどう活用するかということはまた地域によってお

考えをいたすことですが、そこにおいて、例えば、土曜・日曜に前あつた学校の子供たちが集まるとか、春休みや夏休みや冬休みに集まるとか、いろいろなものはあるのだろうと思つております。

私は、全て廃校にせざ休校にすべきだなどとい

う乱暴なことを申し上げているわけではありませんが、休校という選択肢もあり、そしてまたそれをどうやって利活用し、そして、これでこの学

校はなくなつちゃいますよというのと、再開を目

指して頑張りましょうねというのと、子供たちの受け取り方も違うのだろうというふうに思つてお

りまして、休校という選択肢もそれぞれの地域においてより真剣に考えられるべきものだと思いま

す。

私は、全く廃校にせざ休校にすべきだなどとい

う乱暴なことを申し上げているわけではありませんが、休校という選択肢もあり、そしてまたそれをどうやって利活用し、そして、これでこの学

校はなくなつちゃいますよというのと、再開を目

指して頑張りましょうねというのと、子供たちの受け取り方も違うのだろうというふうに思つてお

りまして、休校という選択肢もそれぞれの地域においてより真剣に考えられるべきものだと思いま

す。

○宮本(岳)委員 当然の答弁だと思うんですね。

ところが、総務省はどうか。総務省は、現在、

地方自治体に公共施設等総合管理計画というもの

の策定を求めております。過去に建設された公共

施設等が大量に更新時期を迎える一方で自治体財

政は依然として厳しい状況にある、人口減少で今

後は公共施設の利用需要が減っていく、市町村合

併を行つた自治体では合併後の施設全体の最適化

を図る必要性が生じている、だから公共施設を整

理組合せよという計画であります。

昨年四月二十二日、新藤義孝総務大臣名で要請

が出されました。これは、地方自治法二百四十五

条の四第一項に基づく技術的助言だというのであ

りますけれども、ことし四月一日の時点で、全都

道府県及び指定都市と九八・四%の市町村で策

定が予定され、策定予定なしはゼロということになつております。

総務省に聞きますけれども、この公共施設には

公立の小中学校も入つておりますね。

○橋本政府参考人 お答えをいたします。

公共施設等総合管理計画は、地方公共団体が整

備、管理する公共施設等を幅広く対象としており、公立の小中学校も含まれております。

○宮本(岳)委員 入つておるわけですね。

そして総務省は、この計画を立てるに当たつて、全国の自治体に、記載事項や留意事項をまとめて、公共施設等総合管理計画の策定にあたつての指針というものを作りました。このガイドライン

では、公共施設や自治体を取り巻く現状や将来にわたる見通し、課題を客観的に把握、分析せよと

して、その検討に寄与するものだとして、ホームページ上に更新費用試算ソフトというものまで公開をしております。

総務省に聞きますけれども、このガイドラインの二つ目に挙げられている、「総人口や年代別人口についての今後の見通し(三十年程度が望ましい)」というところに各自治体はどういう数字を入れるんですか。

総務省に聞きますけれども、このガイドラインの二つ目に挙げられている、「総人口や年代別人口についての今後の見通し(三十年程度が望ましい)」というところに各自治体はどういう数字を入れるんですか。

私は、人口問題研究所の推計を用いている自治体で特定の推計方法を指定はしておりません。

計画の策定済みの自治体を見ますと、国立社会

保障・人口問題研究所の推計を用いている自治体

が大部分ではありますですが、中には、当該推計を踏まえつつ、一部の数値に地域の実情に応じたより適切な数値を用いるなど、独自の方法により推計を行つている自治体もございます。

○橋本政府参考人 公共施設等総合管理計画の策定指針におきましては、今後の人口見通しに関し

て特定の推計方法を指定はしておりません。

計画の策定済みの自治体を見ますと、国立社会

保障・人口問題研究所の推計を用いている自治体

が大部分ではありますですが、中には、当該推計を踏まえつつ、一部の数値に地域の実情に応じたより適切な数値を用いるなど、独自の方法により推計を行つている自治体もございます。

○宮本(岳)委員 私、各自治体がどういう計画を策定しているかということで、私の地元大阪では

三自治体ということでありましたから、守口、松原市、岬町、三つの計画を取り寄せて調べてみま

した。今御答弁があつたとおり、この三つの自治

体は、国立社会保障・人口問題研究所の平成二十

五年三月推計というものを使ってこのソフトを動かしております。

総務省のガイドラインで、総人口や年代別人口についての今後の見通しを三十年程度が望ましい

とわざわざ注記すれば、各自治体は、社人研が平

成二十五年三月に推計した自治体別三十年間推計のデータを用いるのはほとんど間違いないこと

だと思います。

としろが、この数字を入れてソフトで計算をしますと、軒並み非常に厳しい結果が出ることになつております。なぜか、当然、この数字を入れれば本当に地獄のような結果が出るのは当たり前だと言わなければなりません。

なぜなら、この社人研の平成二十五年三月推計

というものをもとに「地方消滅」という増田レポートが出来され、その推計どおりになつたら大変なことになるといって地方創生が叫ばれ、石破大臣が任命され、我々は今、当委員会で、その推計どおりにならないようにしようじゃないかという議論をやつているわけですよ。この推計どおりにいかないよう議論しているまさにそのときに、総務省はわざわざソフトまでつくって、国立社会保障・人口問題研究所の推計どおりに人口が減少することを前提としてデータを入力させ、いわば地獄絵図を描いてみせて、公共施設も学校も統廃合をあおり立てる。

大臣、これでは、石破大臣は無能である、地方創生特は無力である、こう言われているようなものじゃありませんか。

○石破国務大臣 私は無能ではないと開き直るほど胸があるわけでもございませんが、まさしく委員御指摘のとおり、そうならないようにしようと、こう言つておるわけでござります。ですから、さつきの休校の話でも、努力をして人口がふえましたね、子供たちがふえましたね、だから再開できよかつたですねといふうにしようというものが、これは目的なのでございます。

そうしますと、国立社会保障・人口問題研究所の推計を用いている自治体もございますが、この推計を踏まえつつ、その地域の実情により、独自の方法による推計を行うものもあるということであつて、総務省として、この社人研の数字を何が何でも使えというふうに言つているものとは承知を私自身いたしておりません。つまり、その地域地域で、これは荒唐無稽な話をしても仕方がありませんが、このように地道な

努力でこうなことがあります。それが、それぞれの地方自治体の独自性が当然發揮されてしまうべきものだと私は思つております。

○鴻山委員長 宮本委員、社人研の予想どおりにならないように頑張るのがこの委員会の仕事だと思つております。

○宮本(岳)委員 はい。

○西田政府参考人 お答え申し上げます。

財務省は、血も涙もないと言わなければなりません。子供たちと学校にとって総務省と財務省は冷血ゴンビだと、私は、きょうはつきり申し上げたいと思います。直ちにこんな主張は取り下げるべきだとはつきり申し上げたい。

さて次に、地方創生を考える上で、地方国立大学の果たす役割は極めて大きいと思います。

石破大臣も、地方版総合戦略の策定に当たつては、「住民や産官学金労言等の参画を得つつ」

と、大学の役割に触れられました。

先日の質疑では、東京から地方へ若い人が移住したとき、やはり最端の情報が欲しい、もう一度勉強したいというときにはどうするかという質疑が交わされましたけれども、地方国立大学は、地方の人材育成とともに、まさにそういう地方における知の拠点としての役割を担つていると思いまして。石破大臣、そうではありませんか。

○西田政府参考人 お答え申し上げます。

財務省は、血も涙もないと言わなければなりません。子供たちと学校にとって総務省と財務省は冷血ゴンビだと、私は、きょうはつきり申し上げたいと思います。直ちにこんな主張は取り下げるべきだとはつきり申し上げたい。

さて次に、地方創生を考える上で、地方国立大学の果たす役割は極めて大きいと思います。

石破大臣も、地方版総合戦略の策定に当たつては、「住民や産官学金労言等の参画を得つつ」

と、大学の役割に触れられました。

先日の質疑では、東京から地方へ若い人が移住したとき、やはり最端の情報が欲しい、もう一度勉強したいというときにはどうするかという質疑が交わされました。石破大臣、そうではありませんか。

○西田政府参考人 お答え申し上げます。

だと思ひます。

これが国立大学の運営費交付金。年々減らされてきたという事実がこのグラフで読み取れます。

基盤的経費である運営費交付金の削減は、今や国立大学の存立さえ脅かす状況になってしまっています。

資料の二に、石破大臣の地元鳥取県の鳥取大学

の、ことし二月十日に開催された第三回経営協議会の議事要旨をつけておきました。

下線部、「平成二十七年度運営費交付金交付額は百六億八千万円(対前年度三億二百万円減)」とあり、「研究経費を前年度の二分の一の額とすること、文部科学省より、大学改革促進係数対象事業費の5%で学長裁量経費を設けることを義務づけられていること、管理的経費において、例年対前年度比二三%減としているが、一〇%減とする予定である」となっております。

この会議で、豊島学長は、大学教を減らす流れにある中で、いかに本学の強みや特色を生かして、機能強化を進めることにより、本学を存続させていくかが重要と述べております。

○義本政府参考人 様お答え申し上げます。國立大学の数を減らす、具体的には再編統合という問題でございますけれども、國立大学の再編統合につきましては、これまで、各大学の自主的な検討、判断を尊重しながら、教育研究上の大きなメリットがある場合に進めてきたものでございます。

現在、各國立大学において具体的にそのような検討が行われているとは承知しておりません。○宮本(岳)委員 冒頭、大臣ともやりとりしたように、やはり、地方大学というのは、その地方の知識の拠点としてかけがえのない役割を持つてゐるわけですよ。自主的な検討だと言ふんですけれども、まさに大学からは悲鳴のような声が上がっています。

資料三に、私の母校和歌山大学の経営協議会外  
部委員が連名で、ことし一月六日に発表した声明

をつけておきました。

下線部、「とりわけ、特任の教員は、身分は不安定ではあるものの、正規の教員に伍して地域社会の発展に大きく貢献し、安倍内閣が推し進める地域創生に重要な役割を果たしてきた。しかし

ながら、いまそのような経営努力も限界に達しております。これ以上の運営費交付金の削減がなされると、「大学現場はますます疲弊し、大学における教育研究の質の低下を招くことはおろか地域への貢献も十分果たせなくなる。」こうなつております。

石破大臣、こんなことで地方創生が進むと思われますか。

○石破国務大臣 それは、それぞれの大学においてそれぞれの御事情があろうかと思います。

ただ、和歌山大学からこのような悲鳴のような声が上がっているということを、私どもは、とにかく金がないのだ、我慢しるということで片づけられるということがあつてはならないと思います。

ただ、私は文科省の立場で申し上げているわけではありませんので、無責任に聞こえたら大変申しわけないのですが、この和歌山大学にせよ、これは和歌山大学に限つたことではない、いろいろな大学がそういうようなことがあるのだろうと思つております。

こういうような状況を文科省において適切に判断をされて、対応されるものというふうに考えております。

○宮本(岳)委員 この声明を発表したのは経営協議会の外部委員なんです。私は反対しましたが、

文部科学省は、大学のガバナンス機能の強化など

と称して、学校教育法と國立大学法人法を改正し

てまで学長権限を強化し、國立大学法人の経営協議会の外部委員の割合を過半数にふやしたんですね。

これは、外部の目を入れば大学の無駄や非効率が正される、象牙の塔と先ほど大臣がおっしゃったようなところを止すために外部委員の数をふやすんだという理屈でありました。

しかし、実際に入ってみたら、外部の目から見

ても、もう無駄などどこにも残っていない。それどころか、このままだと地方國立大学の存立を危

惧せざるを得ない、こういう声が地方経済界からも上がつてゐるというのがこの外部委員からの声明の中身なんですね。

外部委員連名の声明が発せられた大学は和歌山大学だけではありません。その後も続々と続いております。文部科学省、今までに何大学の外部委員の声明が出ておりますか。

○義本政府参考人 お答えいたします。本年一月以降、これまでに十七の國立大学の経営協議会の外部委員から連名で声明等が発せられましたと承知しております。

○宮本(岳)委員 既に十七大学。今後も続いています。私は手元に十七全部を持っていますけれども、続々と外部委員が連名でそういう声を上げておられる。

山形大学の学外委員声明には株式会社ファミリーマートの代表取締役会長が名を連ねておられますし、名古屋大学ではトヨタの会長、中部電力や日本ガイシの相談役、日本IBMの副会長、静岡大学ならヤマハの顧問など、そうそうたる経営人が、このままでは地方國立大学が大変なことになると声を上げておられるわけです。

文部科学省に聞きますけれども、あなた方は、学外委員をふやし、社会の目を取り入れ、地方経済界の声を入れれば大学のガバナンスが強化されると言つてきたのですから、ゆめゆめこれらの声明を無視するというようなことはないでしょ

うね。この声を尊重いたしますね。

以上です。

○宮本(岳)委員 そういうことを言つているか

ら、財政審で、いやいや、運営費交付金は減らしていると言つけれども、今おつしやつた競争的経

費、科研費補助金がふえて、両方足せば大学は引き続き金を使い続けているではないかと財務省に指摘されるようなことになるわけですよ。

来年度の概算要求では、当然、基盤的経費、運

営費交付金、増額要求するんですね。

○赤池大臣政務官 委員御指摘のとおり、本年一月以降、これまでに十七の國立大学の経営協議会

学外委員が連名で声明を出されたことについては承知をしております。國立大学の多様な教育研究活動の基盤を支える國立大学の運営費交付金の役割は大変重要である。これらの声明についてはそ

うした観点からの御意見であるということを承つております。

文部科学省におきましては、委員が先ほど御指

摘のとおり、今後の運営費交付金のあり方を検討するとともに、これに並行して、研究成果を持続

的に最大化することを目的とした競争的研究費の改革の検討も一体的に進めていたところでござります。運営費交付金と競争的研究費の一体改革を進めつつ、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

國立大学の強み、特色をしっかりと生かしていく力に推進していくためにも、マネジメント改革による学長のリーダーシップの確立、各大学の強み、特色的最大化など自己改革に積極的に取り組む國立大学に対して、めり張りある重点改革をしてまいりたいと存じます。

ちなみに、委員先ほど御指摘の鳥取大学なんですが、確かに全体としては減つてはいるわけあります。各大学の個別の事情もござりますので、一概に、実質、よくよく見てみると、義務的経費が四億五千万減らされておりますが、実質的な教育研究に関してはプラス、一・五億円ふえてい

る。各大学の個別の事情もござりますので、一概にはなかなか言えないのではないかと考えている次第です。

以上です。

○宮本(岳)委員 そういうことを言つているか

ら、財政審で、いやいや、運営費交付金は減らしていると言つけれども、今おつしやつた競争的経

費、科研費補助金がふえて、両方足せば大学は引き

続き金を使い続けているではないかと財務省に指摘されるようなことになるわけですよ。

来年度の概算要求では、当然、基盤的経費、運

営費交付金、増額要求するんですね。

○赤池大臣政務官 当然、社会、経済が高度化、複雑化して、国際交流が進んでまいりますので、

委員御指摘のとおり、國立大学というのは新しい社会、産業に対応した重要な拠点である、特に地方國立大学はそう考えている次第でござります。

その一方で、自己改革もしっかり進めていただきたいということは考えている次第でござります。

多様な教育研究、さらに地方貢献を含めて、國

来年度の概算要求につきましては、当然、これは政府全体の概算要求の方針というものがござりますので、それに基づいてしっかりと検討してまいりたいと存じます。

いるわけですよ。そんなことで我が国と地方の未来が守れますか。

大臣、最後に、石破大臣の、地方創生の観点からも地方国立大学をしっかりと守っていくという御決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○宮本(岳委員) 財務省は、先日の財政審で、国立大学についてもさらなる運営費交付金の削減を主張いたしました。その根拠になつてゐるのが、十八歳人口は減少傾向にあり、今後もその傾向が続くものと予想されているというグラフであります。先ほど答弁していただいたのはこのことなんです。このグラフは、先ほど答弁があつたように、これまで国立社会保障・人口問題研究所の将来推計に基づいて、もつともっと大学の予算は減

るはずだということを財務省は主張しているわけですね。私は本当にこれはひどいと思うんですよ。

委員長、私は、当委員会に総務大臣と財務大臣の出席を求めて引き続きこの問題の質疑を進めなければならぬと考へます。また、声明を発せられた地方国公立大学の經營協議会関係者並びに前回私が大臣とやりとりさせていただいた、三位一体改革と平成の大合併が失敗だったとお認めになつてゐる西尾勝第三十次地方制度調査会会長をお招きして参考人質疑を行ふことも必要だと考へま

三三

○鳩山委員長　それは、けさ、委員会前の理事会でも幾つかの提案がありましたが、それらを含めて理事間で、オブザーバーなども入って結構ですか、議論をしてください。協議をしてください。

○宮本(岳)委員 先日の財政審での財務省の主張たるや、十八歳人口が減るのに大学教員の数が多過ぎる、運営費交付金は減っているが、科研費補助金などを足せば合計額はふえている、東大や京大は産連携でもっと金を稼げ、あげくの果ては、大学の授業料を値上げしろ、そこまで言つて

○石破国務大臣 私も、小学校、中学校は鳥取大学附属といふところで学びました。ですから、鳥取大学の学生さんと接する機会も多かったです。また、鳥取県厅なんかも鳥取大学の出身者がたくさんおりましたし、私どもの秘書も鳥取大学の出身者がほとんどでござります。ですから、地方大学に対する愛着というものは物すごく強く持つてお

地方大学がこれから先、地方において果たすべき役割は、大きくなることこそあれ、小さくなることがあつては絶対にならないと思つております。

同時に、しばらく人口が減り続けるということは間違いない事実であるということ、そしてまた、今文科省と総務省で最終的に詰めていただきておりますが、地方で就職するお子さんに対しても、奨学金を全額あるいは一部免除する等々、いろいろ工夫があるのだらうと思つております。

学ぶ側、そしてまた教える側や地域、そういうような意見交換がなされながら、地方大学の役割がより発現されることが望ましいと考えております。

○宮本(岳)委員 終わります。ありがとうございます。  
○鳩山委員長 次回は、明二十七日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

○鳩山委員長 次回は、明二十七日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会



平成二十七年六月十日印刷

平成二十七年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C